

ガ、畢竟荒蕪地ヲ改良スルノ旨意ダ、若シ其制ニ引合ハナケレハ返ヘスコトモ出來ルノタカラ、永借人ハ所有者ノ承諾ナクシテ田地ヲ變スルコトモ出來ル、田ヲ畑ニシ、畑ヲ田ニスルコトモ出來ル

(南部委員) 田ヲ畑ニスル權モアレハ、從テ權力ヲ幾分カ其權ヲ殺ガナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 寧ロ永賃借ヲ廢メレハ宜イ

(松岡委員) 擔任スルコトハ義務ニ極メルナレハ宜イ、利益ハ幾ラ地面ガ良クナツテモ、昔シ五圓ノモノカ一反八十圓ニ賣レル價價ガ出來テモ小作人ハ諸リ年效ヲ住テ居ルト、地主ノ利益ハ増進シナイテ、川崩レ山崩レハ擔任シナケレハナラヌ

(村田委員) ソレハ後チノ利益ニナルカラ宜イテハナイカ

(栗塚報告委員) 起案者ノ旨意ハ、荒蕪地ヲ耕スニ開墾スルカ、

永借人ノ旨意テアリマス、然ウシテ見レハ荒蕪地ヲ開墾スルト云フ性質ハ永賃借ガアルニ、賃貸人ニ義務ヲ負ハセルト云フコトハ出來マセンコトテ且價モ一体安イモノテアルソレカラ又新タニ開墾シタ土地ハ、是非自カラ不定ナモノテ、永借人カ種々ノ不都合ニ出遇ヒ不慮ノ山崩レヤ或ハ川ノ崩レタノ費用ヲ負ハナケレハナラヌト云フガ、大概差引勘定付クダロウ、何セナレハ賃貸ハ甚タシク安イカラ賃借人ガシテ宜カロウト云フ旨意カラ書イタノテアリマス、ソレテ是非賃貸人ニ義務ガアルカナレハ義務ハナイ、尋常賃貸借トハ違ウゾヨト云フノテス

(清岡委員) ソレハ及ハス乍ラ考ヘテ居ルカラ旨意ハアルト思フガ、併シナカラ或ル場合ニ日本ニハ幾ラ荒蕪地ヲ開墾シテモ重モナル土臺ハ所有者ガ金ヲ出シテ買入レテ居ルノテアリマスカラ、山崩レトカ云フトキ堰モセスニ抛テ置クハ小作人モ困難テ、力及

ハヌト云フトキ、所有者ハ奮發シテシナケレハナラヌ場合ガアル
海邊ノ開墾地杯ハ段々浪除ケテシテ、小作ニ永小作同様ニヤラシ
テ浪除ケハ小作人ノ力ニ及ハヌカラ崩レ出シタトキハ地主ガ奮發
シテセヌトキ遂ニ沈没シテ仕舞フ場合ハ日本ニハ隨分澤山アリマ
ス、ソレノミナラス山川ノ多イ土佐邊ニハ往々アリマス然ウ云フ
場合チ起案者ニ考ヘテ實ヒ度イ

(村田委員) 崩レタ場合ニハ所有者ガ是非黙ツテハ居リマセン、
所有物ガ無クナルノタカラ、所謂民法ノ五百何條カニアリマス所
有權ノ消滅スル次第タカラ、然ウ云フ場合ニハ所有者ガヤルト思
ハレル

(清岡委員) 損害テハ任セヌト云フガ、六百七十五條ノ旨意テス
(村田委員) 所有權チ棄テ仕舞ヘハ宜イノテス
(西委員) 元トノ荒蕪地ニナルノタ

民財二ノ九八

(尾崎委員) 然ウ云フ様ニ一樣ニ論シテ棄テ置クモノテナイ

(松岡委員) 堤防ノ類ハ自分ガスルカ

(南部委員) 賃貸人ト賃借人ノ間チ云フダカラ、堤防ノコトハ別
ニアリマス

(尾崎委員) 日本ノ有様ハ頗ル山川ノ間ニ田地ガアルソレ故ニ時
々出水ノ爲メ少々ツ、地面チ損スル、其場合ニ打棄テ置ケハ自分
ノ田ノミナラス他ノ所有者ノ田地迄損害チ與ヘル、其折ニ保持修
繕モ大修繕モ永貸人ハセヌトナルト、素ヨリ小作人ハ甚ダシキ貧
者ダカラ、大修繕チ充分スル力ハナイカラ出來ヌ、永貸人モセス
打棄テ置ケハ遂ニ他ノ所有者ニ損害チ及ホシ、隣地迄損害チ及ホ
スカラ永貸人ト永借人トシテ入費チ分擔シテ修繕チ加フルコトテ
モ一箇條設ケテスルカ、日本ノ現状チ起案者ニ一應該シテ實ヒ度

イ

(栗塚報告委員) 成程日本今日迄云ヒ來リタル永代小作ナレハ何レノ負擔ニナリマスカ

(尾崎委員) 永代小作モ日本ノ慣習ハ必ラス永借人ガスルノテハアリマセン、大修繕ハ何カナレハ、或ハ是レカラ幾年ノ間小作米ハ用拾シテヤルカラ、貴様ハ力役シテ修繕シロ、去ル代リニ十分一ノ金ヲ出ストカ云フ、小作人トノ契約テ定マル必ラス、一方ガ出サナケレハナラヌト云フ慣習テハナイ

(南部委員) ソレハ少シ違ウ、契約ハ永代小作ニハアリマセン、契約ノアルノモアリマシヨウカ渺イ永代ハ多クハ契約ガナイ、是レ迄成立テ居ル例ニシテモ、永代小作ヲヤツテ居ルノチ見ルニ、悉クテハアリマセンガ多クハ借リタモノ、方テ始終防キチシテ居ル、酷イコトニナレハ最初金ヲ出シタ切りテ地主ハ知ラヌト云フ様ナコトモアル

民財二ノ九九

(西委員) 結構ナ永小作ヲ見ルカラ行カヌ、結構ナ田地ニ永小作ヲスルモノハ是レカラ先ハアリマセン

(尾崎委員) アリマス

(村田委員) 永小作ニスルモノハナイナ

(西委員) 永小作ハ荒蕪地未耕地ヲナケレハシナイ

(尾崎委員) 然ウテナイ

(清岡委員) 西サンノ云フ所ハ間違イダ

(西委員) 決シテ間違テナイ、結構ナ田地ヲ長ク貸シテ打棄テ置クコトハアリマセン

(清岡委員) 餘所ノ國ハ委シク知リマセンガ、永小作ハ荒蕪地ト云フモノテハアリマセン

(尾崎委員) 年期小作テ、二十年トスルモ、書面ヲ取換ハスノハ面例タカラトスルト、二十年以上ニナルモノハ幾ラモアル、ソレ

テ法律上テ永借ト定メルノテスカラ

(西委員) ソレハ是レ迄ノコトヲ仰シヤルカ、併シナカラ然ウテ
ナイノテス、是レ迄永小作ナルモノハ行政處分ヲスルト迄ニ書ク
位ソレタカラ決シテ民法ヲ立タ後チハ、永小作ヲスルニ結構ナ田
地ニ爲ルコトハアリマセヌ

(松岡委員) 荒蕪地開墾ニモ種々アリ、地主ガ物料ヲ出シテ開墾
ヲスルモアルシ或ハ小作人ガ働銀ヲ以テ持込シテ開墾スルモアル
現ニ肥後ノ熊本ノ新田杯ハ三ツニナツテ居ル、百姓ト地主ト半分
ツ、出シテシタノモアリマス、北海道ノ如キモ重モニ左様テアリ
マシヨウ、未タ其他ニモアリマシヨウ

(西委員) ソレハ雇人ヲ以テスルノテ、永借人ニハソレハナイ、
今後ハアリマセン

(松岡委員) 全ク雇人トナルモノト、又契約ヲナルモノトアリマ

民財二ノ一〇〇

シヨウ、一概ニ開墾ト云フハ荒蕪地ヲ投ケ出シテ、向ウ任セトモ
思ハレナイ

(西委員) 此條ハ永賃貸人、即チ荒蕪地ヲ開クヲ以テト云フノテ
ス

(尾崎委員) 永借ハ行政法ヲ以テ定メルニ買上ケルトカ、地主ガ
買上ケルトカ云フノハ、定メヌ迄ハ永借テアルノテス

(南部委員) 然ウテアリマセン、此旨意ハ永賃人永借人ノ權利義
務ヲ定メタノテ、一般ノ公益ニ關スルコトヲ云フノテハアリマセ
ン

(尾崎委員) ソレハ私モ論スルコトテハアリマセン、唯ダ荒蕪地
ニノミトハ見ラレナイ、永借人ト云フモノハ、總テ大修繕保持修
繕モシナイノタカラ、今行政上買上ケル處分ノ付ク迄ハ此條ヲ適
用スルノテス

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 實際ヲ御考ヘニナラヌト、修繕ヲ擔任セスト許リ見
ラレテハ行カヌ

(尾崎委員) 打棄テ置カレテハ瀆ラヌ

(南部委員) 害ハナイ

(尾崎委員) 大ニアリマス

(西委員) 能ク御考ヘナスツテ宜イダロウ、今日立派ナ田地ヲ考
ヘルト然ウナルガ、然ウ云フモノテハアリマセン

(松岡委員) 兩方ノ論ハ姑ク措テ、六百三十五條ハ借人ノ義務ヲ
定メ、貸人ハ期限間一切大修繕保持修繕モスヘキテアル、但シ
借人ガ何ゾ怠リ杯カラ出來タル修繕ハ借リタ者ガスルトシテ、六
百三十五條ニハ大修繕モ保持修繕モ貸人ガ擔當スルトシタガ最早
左様ニスルニハ及ハヌト云フノテス

(栗塚報告委員) 其前ニ前項ガアリマス

(村田委員) 其儘返ヘシテ仕舞フノタカラ、大變違フ

(松岡委員) 當リ前ノ賃借ナレハ立派ニシテヤラナケレハナラヌ
之ハ有ノ儘テアリマスカラ

(栗塚報告委員) 収益ヲ擔保セヌト云フノテ、詰リ前項ハ収益ヲ
擔保セヌ以上ハ収益カラ出ル修繕モシナイゾト云フノテス、此條
ヲ止メレハ詰リ永賃借權ヲ廢スルノテアリマス

(松岡委員) 前ノ條ハ彼ノ通りニ、大修繕モ保持修繕モ義務アリ
トシテ此處テ借人ハ渡シ切りダカラ、跡ハ獲レテモ獲レナクツテ
モ擔保ノ實ニ任セヌ、大修繕ノ義務ハナイト云フタノテアリマス
然ウシテ見レハ隣リノ地面へ害ヲ爲スコトモアリマシヨウ、今小
修繕チスレハ宜イガ、打遣テ置ケハ後チニ誰カ責ニ任スルカ、六
百十五條へ來タラ無クナツテ仕舞フ、何セナレハ三十五條テハ怠

リガ何カノ分ハ、借人ガスルガ、其他ハ貸人ガシナケレハナラヌ
此處テハ怠リテナク自ラ出來タモノハ借人ガ責ニ任セヌト云フ、
然ウスルト用收穫チ廢スル旨意カラ以テ見テモ、誠ニ不利益テア
ルシ、又借テ居ル人モ三十五條チ讀シタル以上ハ少々崩レテモ構
ハヌト云フコトニナル

(栗塚報告委員) 三十五條ノ目的トシテハ、永借テハアリマセン
(松岡委員) ソレハ然ウ云フ迄ハナイガ三十五條テ兩方ガ負擔ス
ルト委シク書キ此處テ大キナモノチ負擔セヌト云ヘハ經濟上ヨリ
云ヘハ此儘置テハ不都合ダロウト思フ

(栗塚報告委員) 之ガ永貸借ノ本性質チ顯ハシタモノテス此條ガ
悪ルイト云フナレハ永貸借ハ御止メニナルカ宜シイ
(村田委員) 段々減タモノチ五十町歩ノ借貸チ出シテ拂テ居ルモ
ノハアリマセン

(清岡委員) 拂テ行カヌカラ、御返ヘシ申ス

(村田委員) 拂ヘナケレハ所有者ハ取上ケテ仕舞フ

(西委員) 荒蕪地ナレハ元トノ黙阿彌ニナルノテス

(尾崎委員) 荒蕪地許リハ見ラレナイト思フ

(西委員) ソレハ違ウト思フ

(南部委員) 反對ガアルナレハ修正案チ御出シテ願ヒマス

(栗塚報告委員) 報告委員テ論シマシタカ、此條チ存スルヤ否ヤ
永貸借ハ廢メテ、賃貸借期限ノ長キモノハ二十年トカ、五十年ト
カ制限チ付ケテ置ケハ宜イ、所ガ七十五條チ始メテ永貸借契約ニ
於テ決シテ收益ガアロウカ、無カロウカ、擔保セヌト云フ、然レ
ハ貸人ハ收益チ擔保セヌ以上ハ修繕モ何モ知ラヌト云フガ、永貸
借ノ性質テアリマス、然ルニ修繕モシナケレハナラヌト云ヘハ、
尋常ノ賃貸借權ト變リハアリマセン

(南部委員) 兎ニ角之ヲ變更スレハ永借ノ精神ニ背クト考ヘル、併シナカラ之テ宜イ、抵觸セスト云フナレハ修正文ヲ御提出ヲ願ヒタイ

(清岡委員) 修正ヲ讀ムト、先刻來云フテ居ル通り擔任セストアリマス、貸貸人ガ擔任スルト極メテモ、貸人ガ出來ル否ヤ、小作人ハ多クハ貧窮ナ者ヲ擔任ガ出來ヌト思フ、若シ出來ヌト云フトキハ、所有者カ所有者ヲ保護シテ自ラ崩レナイ様ニシナケレハナラヌ、民法ニ極メテアルカラ我ハ知ラヌト云ヘハ自カラ自分ノ物ヲ傷ケルノタカラ、地所ヲ持テ居レハ、勿論何トカシナケレハナラヌ、協議スルトカ、又ハ自分ノ人夫ヲ使テモ爲ナケレハナラヌ我ハ田地カ欠ケテモ欠ケ次第ト云フ人ハ渺イコトテアリマス然シテ見ルト擔任スヘカラサルモノヲ擔任ストナツテ貸貸人ハ小作人カ爲スヘキチシナイカラ、仕方ナク自分テスルトナルカラ、小作

民財二一〇三

人ニ係テ債ヒチ取ラントスルモ、どつこい小作人ハ債ヒチ取ラル、位ナレハ初ノカラシマスルト云フ、其トキハ永貸借ハ其儘存シナケレハナラヌカラ自分ノ地面ヲ保護シタ丈ケハ利益ニナルガ、擔當スルニ及ハヌコトヲシテ、數百圓ヲ費ス様ニナル所ガ永借人ハ其様ナル場合ニ損チシタトキハ八十一條ニ於テ永借人ガ損チシタトキハ永借權ノ契約ヲ絶テ、地主ヘ返ヘヌノモ勝手テアリマス誠ニ不權衡ト思フ

(西委員) 三年間納メヌトキハ引上ケル權ガアルカラ、ソナナ損ガ起テハ借賃ヲ出スコトハナイ

(南部委員) 若シ賃借人ガセヌトキハ貸貸人ガヌルト云フコトハ差支ナイ、唯ダ何レノ義務カトシタ時分ニ賃借人ノ義務ニ負擔セシメテナケレハ、永借權ト云フ權力ハ無クナツテ仕舞フ

(清岡委員) 小作人ノ爲スヘキチ己レガヌルト云フコトハ差支ナ

イ其様ナル場合ニ至テハ更ニ所有者ノ權ヲ確カメテヤルヘキ方法
ヲ付ケルガ宜イト思フ

(栗塚報告委員) 元來永借テ、五十年モ先キカラ先キマテ、貸ス
ト云フ旨意ナレハ恰モ今日永小作ガ貧困ノ者ト云ヒナカラ、ソレ
テ修繕スルト同然テアリマス若シ之ヲ當然テナイ貸シタモノハ借
人ハ收益サセル義務ガアルト云フナレハ全体永貸借ノ性質ハ消ヘ
テ仕舞フ、尋常貸借トナルノテアリマス

(清岡委員) 大修繕ノトキ我ハ六百七十五條テヤルカラ小作人テ
ヤルト云フコトハ如何ニシテ云ハレヌ

(南部委員) 誰レニ對シテ貸借人ガ云ハレヌカ

(清岡委員) 一体堤防トカ、修繕トカ云フ場合ニナツテハ地所ニ
係ルコト丈ケ法律テ定メテ置タト云フコトハ出來マセン、川上カ
ラ川下ニヤル場合ガアル我ノ方ハ永小作地テ小作人ニ宛カツテア

ルカライカヌト云フコトカアル

(村田委員) ソレハ水利土工會テヤルカラ宜シイ

(委員長) 水利土工會ハ此處テ論セヌ方ガ宜イ、清岡サンノ仰シ
ヤルノハ此處テ永借永貸ト云フモノノ定義ヲ定メル所ダカラ、大
修繕テモ何テモサセヌハ定メテ跡ノ權衡ハ定義ハ斯クシナケレハ
ナラヌト定メルカ又ハ定義ハ斯ク立テタカ現ニ地主ガ借人ニ向テ貴様
ハ難澁テアロウカラ、半分助ケ様ト云フ場合ニハ自分ノ地面ヲ損スル
カラ、金ヲ出シテヤツテモ要ヌコトヲヤツタト云フカ如クナツテ
小作人ハ要ヌコトヲシタカラ、私ハ存シマセント云フ様ニスルカ
宜イカ、共ニ負擔シ様ト云フ場合ニハサセテモ宜イカトナル是非
永借人ガ何處迄モ負擔サセナイモノト定メルカ宜イカ或ハ爲シタ
トキハ互ヒニ助ケ合テヤツテ、宜イトスルカ、二ツノ論ダネ

(清岡委員) 定義ハ之ヲ負擔セヌトシテ宜イ併シ惡イトハ思フカ

立タヌカラ仕方ガナイ、小作人ガ擔當シナイトキハ地主ガシナケ
レハナラヌ若シ爲シタトキハ斯クノ如クスルト云フコトニシタイ
ト云フノテヌ

(委員長) 清岡サンハ今一項付ケタイト云フノタネ

(清岡委員) 左様テヌ

(委員長) 今一項置クトスレハ若シ永借人ガ之ヲ負擔セヌ場合ニ
於テハ永借人ガソレニ代ツテ爲シタトキハ其費用ハ永借人ヨリ取
立ルコトハ出來ルト云フノテヌカ

(清岡委員) 永借契約ハ元來小作人ガ義務ヲ盡サナカッタラ永借
ノ契約ヲ取消シ解除ガ出來ルト云フ、地主ノ權ガ付ケハ宜イ

(委員長) 定義ヲ立ルニハ異存ハアリマセンナ

(清岡委員) ソレハ異存ハアリマセン

(松岡委員) 定義ガ誠ニ不適當ト云フノハ、前ノ方ハ成程何モ簡

モ賃貸貸借ノ所テハ、大修繕ヲスル責ガアル所ヲ定メタノテアリ
マス、此處テハ責ニ任スル人ヲ定メナイテ、任セナイ人ヲ法律テ
書イタノテアルカラ、此處ノ意味ニシテモ大修繕保持修繕ノ責ハ
永借人ガ任スルトシナケレハ定義トスルニ足りナイ

(委員長) ソレハ何方カラ書イテモ賃貸人カ負擔セヌト云フタラ
賃借人ガ負擔スルコトニナルカラ差支ナイ

(松岡委員) ソレハ無理ナ見様ト思ヒマス

(村田委員) 左様ニ云ヘハ是非シナケレハナラヌト極付ケラル、
カラ無理ダ

(松岡委員) 凡ソ消極許リ書クト云フ法律ハナイ

(村田委員) 永借人ガ是非シナケレハナラヌト云フ義務モナイ

(西委員) 詰リ此處ハ不良ノ地ガアル、私ニ五十年貸シテ下サイ
然ラハ良イ田地ニシテ上ケマシヨウト云フカラ、成立ツノテアリ

マス、ソレダカラ五十年ノ間使テ生活シ様ト云フノタカラ、川上ノ危険ナ地所ヲ借ル奴ハアリマセン

(栗塚報告委員) ソレ故ニ収益ハアロウガ、無カロウカ知ラヌソ一向實ニ任セヌゾヨト云フノテアリマス

(清岡委員) 佛蘭西ノ如キ國柄テハソソコトハナイガ、日本ニハアリマス

(栗塚報告委員) 西サンノ云フ通り荒地チ五千町持テ居ル内、百町許リ貸シテ呉レヌカ、貴方ガ棄テ置クナレハ、私ノ方ニハ小作人モ居リマスカラ百町貸サヌカト云フソレハ貸シテモ宜イガ、荒地ダカラ御前ガ損ガアロウカ、得ガアロウカ知ラヌゾヨ、宜シイ屹度収益ガアルトハ思ハヌ、不良ノ地タカラト云テ、保ツタノタカラ現状テ賃借物チ引渡スノテアリマス、ソレ故ニ大修繕保持修繕モ實ニ任セヌゾヨ、ソレチ私ハ行ケマセント云ヘハ詰リ永賃借

ハ成立ス尋常ノ賃賃借ニナリマス

(尾崎委員) 之ハ必ラス開墾チ初メル土地許リトハ云ヘヌカラ、ソレテ困ルノテス

(南部委員) 収益チ一方ガ擔保セヌ以上ハ修繕セヌト云フコトハアリマセン

(尾崎委員) 前年開墾シタ土地チ二十年以上テ契約シテ、現状テ引渡シ、後チニ至テ先刻カラ申大破損チシタ場合ニハ

(南部委員) 修繕スルノハ貴君ガ賃賃ニスルノテセウ

(尾崎委員) 賃賃ト力役者トカシナケレハナラヌ

(南部委員) 然ルトキハ義務ハ生シナイ

(尾崎委員) 一町歩ノ不良ノ地チ双方収益ガアルト見タトキ、利害得失チ計テ年ニ一石ナリ十石ナリ、小作米チ上ケマシヨウト定メテ、収益ノアル分ハ取テ、全面ノ田地ガ皆無ニナルトキハ

(南部委員) ソンナ馬鹿ナモノハ決シテアリマセン、水借權ハ賃
錢ヲ拂フカラソソコトハアリマセン

(尾崎委員) 大ニアリマス

(委員長) 尾崎サンノ説ハソレ程ニナルコトハアリマスマイ

(尾崎委員) 一町歩ノ田地ガ最早取り處ナク、四方周圍ハ破レテ
仕舞テ居ルトキハ大修繕ト看做スト云フハ何ウモ以テノ外テアリ
マス、保持修繕ハ田地ニ取テ必要テ少シノ破損ノトキ保持シテ置
カナケレハ全面ニ及フ、ソレヲ打棄テ置ケハ、大修繕ヲ生シテ所
有者ノ損害ニナル

(委員長) 棄テ置ケハ左様ニナルカ、是非一町ナラ一町ノ土地ヲ
借りルニハ租稅ヲ取ラナケレハナラヌ、其土地借りル規則ガアリ
マスカラ、又所有者ハ一ハ小作賃ガ取レヌカラ、賃賃ヲ取ロウト
思テ、八蓋敷ク云フカラ、棄テ置クコトハアリマセン、若シ督促

シテヤラヌトキハ、トウスルカ清岡サンノ云フ通りニ自分ガ立換
ヘル場合ヲ定メテ置クカ、或ハ定メテ置カスシテヤレルカ、詰リ
勝手テアルト思フ、貴君ノ仰シヤル所ハ清岡サンノ論ニ歸省スル
ニ違ヒナイ、詰リ小作人ニ任セテ置クヘキモノトスルカ或ハ小作
人ガ怠ルトキハ賃賃人ガ立入テヤツテ宜イ、之ヲヤツタ場合ニハ
費用ハ小作人カラ取立ルコトカ出來ルカ、清岡サンノモ、此處ニ
賃賃人ハ大修繕保持修繕モ負擔セヌト云ヘハ定義ガ宜イノテシヨ
ウ

(尾崎委員) 其所ハ少シ違ウ

(栗塚報告委員) 其代ハリ収益ガナケレハ成立マセン

(尾崎委員) 怠テシナケレハ、セステモ宜イテシヨウ

(委員長) 怠テヤラヌトキハ借賃ガアルカラ怠テ置ケハ、自分ノ
損ニナルカラ是非シナケレハナラヌ、ソレガ自分ノ手テ出來マセ

ントキハ御返へシ申スヨリ外ハナイ

(尾崎委員) 所ガ租税ハ地主ガ拂フノテス

(栗塚報告委員) 國庫ニ對シテト云フ丈ケテアリマス

(南部委員) 永借人ガ拂フノテアリマス

(尾崎委員) 表ニ立テ拂フノハ、所有者テアリマス

(南部委員) 左様テスケレトモ永借人カラ實際ハ取ルノテス

(尾崎委員) ソレハ價ヲ求ムルノテアリマス、即チ國庫ヘ對シテ

拂フハ所有者テアリマス

(委員長) 私ノ考ヘテハ之ハ此レテ置テ、先キヘ入レルト云フコ

トニシテ分ルト思フ、左様スレハ貴君方ノ論ト向フノ論ト、三ツ

ニナルト行カヌカラ難ノ様ト思フ

(清岡委員) 之ハ起案者ト相談シテ下サイ

(委員長) 彼方ノ意ヲ極メテヤラナケレハナラヌ、南部サンハ清

岡サンヤ尾崎サンノ論ハ此處ノ終リヘ一項ヲ入レテ「若シ永借人
カ大修繕ヲ怠リタルトキハ賃貸人之ニ代リ修繕ヲ爲スコトヲ得此
場合ニ於テハ永賃借契約ヲ解除シ又ハ永借人ヨリ年賦ヲ以テ其費
用ヲ徴收スルコトヲ得」ト入レテハ如何テス

(南部委員) ソレナレハ之ハ書キマセンテモ分ツテ居ル、之ハ責

任ノナイ、義務ノナイ丈ケノ話シテ若シ所有者ガシ様ト思へハ出

來ルノテ、論ハアリマセン

(清岡委員) ソレハ必要テス

(南部委員) 契約ヲ解クトナルト、永借權ガ大變弱クナル

(清岡委員) 負擔スヘキヲシナイカラ

(松岡委員) 永借人ガ擔任スルカナレハ左様テハナイ、シナクツ

テモ自分ノ算盤次第ダカラ、永借人ハ是非爲サナケレハナラヌ義

務ハ持タヌノテス

(橋田委員) 然ルチ持ツ様ニシ様ト云フノテス

(委員長) 此處ハ随分文章ハ意ヲ用ヒテ書イタモノカ知ラヌガ、何分曖昧ニナツテ居ル所モアリマス、永借人ハ悉ク義務ガナイト云ヘハ言ハレ、又裏カラ見レハ義務ガ付イテ居ル様テス、之ハ當然義務ガアルトシテ宜イカ知レヌ

(栗塚報告委員) 元來修繕ハ何ノ爲メニ必要テアリマスカ、社會ノ爲メカ、又収益ヲ得ル爲メノ修繕カト申セハ、社會ノ爲メテハナイ、収益ノ爲メニ修繕シナケレハナラヌ、ソレ故ニ修繕チシナイト、米モ取レヌ、然シテ見レハ難カ五十年間モ収益ヲ得ル者ノ負擔シナケレハナラヌ、何ノ爲メニ地主ガ負擔シナケレハナラヌカ

(尾崎委員) ソレハ社會テハアリマセンガ双方ノ爲メテス、之ハ委員長ノ書カレタ修正テ「ボアソナード」ノ意見ヲ聞イテ貰ヒタ

イ

(栗塚報告委員) ソレハ聞クヨリモ、修正ニナルガ宜シイ

(尾崎委員) 然ウテアリマセン

(南部委員) 起業者ノ旨意ハ分ツテ居リマスヨ

(尾崎委員) 本邦ハ田地ノ多イ國杯ダカラ、即チ先刻來論スル位ノコトハ入レテ欲イノタ

(栗塚報告委員) 堤ガ切レテ、爲メニ一村害チ受ケルトナレハ水利土工會カ、町村費テヤルカタ權現堂ノ堤ガ切レタレハ水ガ出ル之レハ難カシナケレハナラヌガ、永小作人テナシ貸タモノテモナシ、即チ町村費テアリマスソレ故ニ六百四十七條モアルノテアリマス、此處ハ貸人借人ノ關係テ、借人ハ収益ガ無ケレハ義務モナイ、元ト永借ハ有ノ儘テ借り、荒蕪地未耕地チ貸シタ旨意ダカラ決シテ収益ガナイカラト云テモ、収益サセテハヤラヌト書イテア

ルノテス

(清岡委員) 義務ノナイコトヲシタラ、解除スルトカ或ハ徵收スルトカ、權利ノアルコトニスレハ宜シイ

(西委員) 義務ノアルコトニナルト不都合テス永賃借ハ畑チ山ニスルコトモ出來ル、五十年ノ間ハ毀損ハ出來マセンガ、一体カ毀損テナケレハ毀損シテモ宜シイ位テアリマス假令ハ其一部ガ毀ハレテ居テモ打棄テ置テモ宜イ、小作人ハ獲レルコトヲ勉メルノテ其時ニ地主ガ出テ新タノ如ク毀ハレテハナラヌ、此處ハ修葺スルカラ入費割チ出セト云フコトモ理由ガアリマセン

(清岡委員) 永賃人ハ修繕セヌテモ宜イ所ヲ修繕シテ、入費チ出セト云フコトハ尤モニ聞ヘルガ我々ハ左様云フノテハナイ、ソレハ小作人ノ見込ニ依テ、今年ノ収益チ以テスルト云フ様ナコトハ勝手ナ話テス

民財二ノ一〇

(西委員) 勝手ナ話ダガ、併シ實際ノコトハ知ラヌ、借リタ方ガ御前ハ知ルマイ、土地ヲ持テ居ル許リテ、我ハ知テ居ルガ、箇様ナ譯ガアツタト云フ變換ダカラ、左様ナル場合チ見ナケレハナラヌ

(清岡委員) 修繕シナクツタモ宜イトキ、地主ガ出ルハ、如何ナル場合チ云フノテスカ

(栗塚報告委員) ソレハ賃借人ノ利益テアリマス、何セナレハ元々賃借人ガ自分ハ収益シタイ爲メニハ、修繕スルトシナイハ勝手ナル、併シ修繕シテ呉レト云ヘヌト云テ居ルガ、賃借ノ便宜チ計テ立タ法テ、賃借人モ自分テ苦シイ義務チ負擔セヌ様ニシタノテ、彼レチ作ツタ爲メ、賃借人カ修繕スル義務チ他人ノ修繕チ出來ルノテス

(清岡委員) ソレハ大變間違テ居ル、例令ハ百町歩ノ田地チ段々

開拓スル、所ガ百町歩ノ開拓ハ一年ヤ二年テハ出來マセン、ソレ
テ十年モ二十年モ掛テ開拓シタラ稅ヲ納メマシヨウト云フ約束カ
アルテシヨウ、一般開拓スレハ一般ノ米ヲ納メ、二段スレハ二段
ノ米ヲ納メ、開拓ノ成リ上リニ從ヒ、地主ノ利益又小作人モ利益
ヲ受ケル、其場合ニ於テ開拓シテ賃ハナケレハナラヌ、ソレ故貴
君方ノ仰シヤル様ナ場合許リテハアリマセン

(西委員) 其契約ナレハ契約ヲ以テスルカ宜イ

(栗塚報告委員) 特別ノ合意ガアレハ、賃貸人ハ負擔スルニハ及
ハヌ

(委員長) 簡様ナル場合ニハトウテ御座イマスカ、西サンノ先刻
ノ話ノ様ニ、借賃モ納メ、租稅モ納メルカラト云フノハ宜イカ、
租稅モ納メヌ、借賃モ錄ニ納メナイ、然ルニ破レハ大變ダケレト
モ現ニ資本ノ無イ奴テ水カ出ルト流レル場合カ到來シタト見ル、

其トキ賃人ハ得テスルガ、一方ハ作物カ出來タラ遣ルガ、當年ハ
出來マセント云テ居ルトキハ解クコトモ出來マセン、其トキニ賃
主カ自分テ修繕シタイ、改メタイト思テモ出來マセント、ナルノ
テス

(南部委員) ソレハ別段テ御座イマス、跡テ取立ルコトハ出來マ
センカ、修繕シテ遣ルコトハ出來ルノテス、左様ナル場合ニハ解
除ハ出來マセンガ、借賃ノ請求カ出來ル、若シ無イトキハ身代限
リニナリマス

(委員長) 身代限リニハ行クマイ

(南部委員) ソレハ行キマシヨウ

(委員長) 借賃ハ取レルガ全体定義カ借主カスルト云フノタカラ
借主ノ爲メニ拂タカラ取ルト云フモ、ソレハ入ラサルコトヲシタ
ノタカラトナル、此處ハ何方モ保護シタニ違ヒナイ、若シシナケ

レハ害ヲ蒙ラナケレハナラヌ、一年前ニ修繕シタ爲メニ後チノ害
ヲ避カル、トキハ小作人モ地主モ得ダガ、費用ヲ出シタ丈ケテ、
取ルコトハ出来マセントナルデアロウ

(南部委員) 眞ニ義務ヲ負擔セヌモノテモ、亦別ニ費シタモノヲ
以テ、爲メニ賃借人へ利益ヲ與ヘルモノハ不當ノ利益ダカラ其方
テ行キマス義務ハ法律ニ掲ケテナイガ、他人カラ利益ヲ受ケテ所
有シテ其價ヲセヌ理窟ハアリマセン、ソレハ別ニ事務管理ノ原則
ヲ適用スル

(委員長) ケレトモ私ハ拂フコトハ出来マセン、契約モ無ケレハ
又法律上ノ認メナイカラ、貴君ニ辨償ハ出来マセント云フトキ
ハ仕方ガナイ、其所テ明文ヲ押シテ行ケルカ、其所ニ至テ困ルト
思フ

(村田委員) 永借ハ、荒蕪地ヲ開墾シテ行クノタカラ、自分カ開墾

民財二ノ一二二

シテ行クニ田地ヲ傷メテハ損ニナルノタカラ、ソレヲ保護シテ金
ヲ出スト云フコトハ出来マセン、良クシタ上金ヲ取ラル、コトハ
ナイ

(委員長) 良クスルハ當然タカ良クシナイトキテアリマス

(村田委員) 併シ勝手ニシテモ宜イノテアリマスカラ

(委員長) 爲スヘキ義務アルヲ爲サスニ居ルノダカラ

(栗塚報告委員) 借賃サヘ拂ヘハ賃借人ニ爲シテ済ムノテス

(委員長) ケレトモ十町ヲ所有シテ居ルタロウ、ソレチハ九町ニ
ナツテ一町欠カレテモ、賃ヲ拂テ居ルカラ義務ハナイト云フタロ
ウカ、券面ノ十町カ九町ニナツタニ相違ナイ場合ニハ尙ホ棄テ置
ケハ、八町ニナルカモ知レヌトキハ、修繕シナケレハナラヌ、其
トキ修繕ハ入ラサル御世話トナルダロウ

(南部委員) ソレハ却テ宜イ、ト云フノハ一方カ欠ケテ、今修繕

シテモ益ハナイ、一方ニ荒蕪地ガアル、其所ヲ開墾シテ其利益ヲ以テト云フコトニナルカラ

(委員長) ソレハ所有權ヲ認メル以上ハ、成程所有權ノ券面十町チ欠カヌ以上ハ勝手ニスルガ宜イガ、十町チ九町ニシテハ困ル

(南部委員) ソレテハ御座イマセン、永久ノ毀損ヲナイトキハ如何ナルコトモ出來ルト云フノテス

(委員長) 修繕シテ返ヘソウトシテモ、川ニナツタラ出來マセンテシヨウ

(南部委員) 若シ永久ノ毀損ナレハ、解除カ出來ル

(栗塚報告委員) 借賃ヲ拂テ居ル以上ハ、永借人ハ所有者ト同シテアル、賃貸人ガ味チ容レルコトハナイ、其證據ハ沼チ潤ラスコトモ出來ル、水流チ改樣スルコトモ出來ル、其費用ハ一々誰カ出シテスカ、永借人カシナケレハナラヌ

(委員長) 其所ハ宜イガ、若シ其論カラ推シテ、所有權ノ部分ニ立入テ、十町ノ田地チ九町ニサレテモ、借賃サヘ納ノレハ所有者默シテ居テ、ソレチ云フ權利ハナイコトニナルト、永借權ハ所有權ヲ狼籍スルニ至ルカラ、其立方チ書イタノハ良クナイカモ知レヌ、所有權ハ所有權ノ様ニ立テ居ラヌト、第六百何條カノ様ニ、毀損サレテモ利益ノ爲メナレハ宜イト云ナレハ分ルケレトモ所有權ノ何ト云フコトヲ書上ケテアツテ其所有權ハ、人體チ云フト片足チ取ラレタケレトモ、一本残りタル足テ、能ク飛フト云フノテ貴様ハ何トモ云ヘヌト云フカ何ウタカ

(栗塚報告委員) 併シナカラ左様ナル精神チアリマス、恰度想像シテ見ルニ、今ノ御説ノ、十町ガ九町ニナツテモ十町ヨリ收益ガ能クナツタラ如何テアリマシヨウ

(委員長) ソレハ分テ居ルガ、開墾地ハ以前ニ比ヘルト開ケルニ

從テ、收益ガ多クナルカラ、元ノ通り賃金ハ拂ハセルケレトモ賃金サヘ拂ヘハ十町ガ一町ニナツテモ構ハヌ、賃金サヘ納ムレハ土地ノ形チハ無クナツテモ構ハヌト云フハ、當ルモノカ、當ラヌモノカ

(栗塚報告委員) 收益スル人ハ然ウナツテモ宜イテシヨウ、借人ハ成丈ケ殖ス方ノ側ヲ考ヘルカ當前テ、借賃サヘ拂ヘハ收益ハナクナツテモ宜イト云フコトハ、毛頭御座イマセンテシヨウ

(委員長) 道理ノ上テ云フト、所有權ト云フ權力ガ借人ノ爲メニハ、身體テ云フト足テ一本割カル、マテニヤラレテハ困ル

(栗塚報告委員) 所有權ハ矢張り收益權テ地面ノ欲シイノテハナイ、物ノ上リカ欲シイノテ之カ所有者ノ目的テアリマシヨウ

(清岡委員) 此處テハ收益ノコトヲ云フニハ違ヒナイガ、日本ノ慣習テハ田地ハ大切ニシナケレハナラヌ、又何所ノ國ヘ行キマシ

テモ物カ廢レテモ構ハヌト云フ道理ハ決シテナイ、ダカラ賃借ノ内ノ竹木ニシテモ、毀ハシテ賣ルヨリモ家主ノ方ニ賣ラセテ宜イト云フ議論チスルダロウ、此處モ收益サヘアレハ田地ハトウテモ宜イト云フ傾キニハ論シラレナイ、管轄ハ随分大切ニシナケレハナラヌ、成程小作人ト地主間ハ五十年ノ間ハ收益ニナルカ知レヌガ、遂ニ之カ爲メニ田地ガ缺ケレハ缺ケタ所カラ稅ヲ取ルコトハ出來マセン、左スレハ政府ノ收稅ニモ關係スルカラ、修繕ハ其様ニ權ハナイ缺ケレハ缺ケ次第、何モ地主カラ八釜敷ク云フコトハナイ、小作人ハ當リ前ノモノヲ持テ行ケハ宜イ、十町ガ五反ニナルモ宜イト云フ冷淡ナコトハ出來マセン

(南部委員) 十町カ五反ニナルモ、十町ノ收益ガアルカラテス

(清岡委員) 收益上ニノミ傾イテ議論シナケレハナラヌガ

(栗塚報告委員) 收益ノミト思フ、抗拒スヘカラサルカノ永借ニ

付キ起リシ損壞ハ賃貸ノ減少ヲ生セスデアリマス

(清岡委員) 此場合テ許リ論スルト左様テスカ此所丈ケテハ論シ
ラレナイト云フノテス、収益ノミトシテ論スルト、日本ノ田地ハ
半分流シテモ地主ニ収益サヘアレハ宜イト云フコトハナイ、政府
カラ國庫金ヲ出シテ修正スルモ、負擔シ得ル丈ケハ爲ル習慣テ、
官民共ニ修繕シナケレハナラヌ、ソレヲ修繕ハ如何ニシテモ宜イ
収益サヘアレハ地主ハ構ハヌト云テ棄テハ置カレナイ

(南部委員) 収益ノ多クナルノハ賀スヘキテ、良シ田地ガ減テモ
収益ガ多クナレハ經濟ト云フ主義カラ論スレハ左様ニナル

(委員長) 荒蕪地ヲ開クト、何レ荒蕪地ダカラ四五年ハ獲レヌ、
其場合ニ畝下年限ト定メル其トキニ収益ガ多クナラナケレハナラ
ヌト云フコトハナイ最初十町トシテモ、五町ノ價ヲ拂ヘレハ濟ム
其場合ニハ土地ガ一町二町缺ケテモ其約束シタ丈ケニ遂ケラレナ

イコトハナイガ、全体小作人ハ自分ノ収益ハ其缺ケタ丈ケ少クナ
ルニ違ヒナイ、自分ハ病人ガ多イカラトカ、或ハ負債ガ多クツテ
ナラヌトカテ、米ヲ食ウ處テ、芋サヘ食ヘハ宜イガ収益ハ減ツテ
居ル、之ハ自分カラ取タ利益ガアレハ未タシモ宜イガ、利益
ガ實ヘテ居ラヌニ違ヒナイ、然ウスルト違ニ全体ノ上カラ云フト
ソレ丈ケノ利益ガ減シテ居ル見ス々々減テ來テ稅ヲ出スコトガ出
來ナイト云フコトチ地主ガ見ルト、貴様ニ三十年間貸テ居ルガ、
修繕センカト云フトキ、私ハトウモ今年ハ箇様ナル譯ダカラ出來
マセント云フトキ、ソシテ私カ負擔スルカラ、御前ハ追々此費
用ヲ返ヘシテ呉レト云フトキ、私ハ謙忌テ御座イマスト云タトキ
ソシテ仕方ガナイカラ、自分テヤルコトカ出來ル様ナレハ、九
町ニ減ツタノカ復タ八町ニナルコトハナイ、ソレヲ若シ小作人カ
御斷リチシテ左様ト云テ止メレハ九町ガ八町ニナリ、八町ガ七町

ニナルカモ知レヌケレトモ、借賃ト租税ハ拂ウテモ、自分ハ芋チ食ウ位ニスレハ濟ムカ知レヌカ國益ノ上カラ云フト、減テ居ルニ相違ナイ、其トキモ賃借ノ權ヲ保護シナケレハナラヌカ如何カ
(栗塚報告委員) 三年ヲ待テ解除スルコトガ出來マス、又永借ノ時期ノ間ニ起リシ損害ハ借賃減少ガ出來マセン、ソレハ初メニ借賃丈ケチヨコセハ宜イト云フ精神カラ見ルト、此法律テハ永賃借ハ只今ノ御懸念ハ毛頭アリマセン

(委員長) トウシテ無イカ

(栗塚報告委員) 十町ノモノカ九町ニナルトモ、地主カラハ何ト

モ云フコトハ出來マセントアリマス

(委員長) 國益ノ上カラ減テモ地主ハ何トモ云ヘヌト云フノカ

(栗塚報告委員) 十町テモ開ヒテ呉レタハ仕合セテス

(委員長) 國益ハ十町全イトキハ政府モ稅ヲ取り地主モ取り借主

モ取ルカラ宜イガ、例ヘハ其前ニハ百圓取タ收入ガ、一町欠ケタカラ、小作人ハ八十圓カ取レヌ場合ニハ、小作人ノ儀中ハ減タニ違ヒナイ、唯政府ニ取ルモノト、貸主ノ得ルモノハ減ラヌケレトモ、小作人ノ收益ハ減タ場合ニ臨ンテ地主ノ言フニ收益カ無イカラ現ニ是レ丈ケノモノチ棄テ置ケハ又來年モ減ルカラソレテハ往カヌカラ箇様ニシ様ト云フテモ謙忌ト云フト仕方ガナイ、棄テ置カナケレハナラヌト云フ、殊ニ三年續カナケレハナラヌ

(南部委員) 元ト荒蕪地チ開カセルト云フ精神ダカラ、荒蕪地チ開カセルコトチ依托シテ居ルカラ、向ウカ開キマシテ缺ケカ方ハ悪イ、開イタ方ハ善イカラ理窟ハ違ウト思ヒマス

(委員長) 開イタ方チ持ツトカ云フコトハ約束スルカラ

(南部委員) 永借ニハ何レ初メカラ何年ノ間貸シ何レ拂フト云フ極メモアリマシヨウ必ラス段々開ケルニ從テ借賃モ借スト云フ契

約計リニ限りマセン、ソレノミナラス初メ開クト云フコトヲ約束シテヤルノテアリマスカラ、ソレテ荒蕪シテモ其實チ向ウニ負ハセテ修繕チ負擔サセルト負擔ガ重クナル

(委員長) 荒蕪位ナラ宜イガ水ノ爲メニ缺ケテ當人ハ收益ガ減タニ相違ナイ、然ルトキハ全國中ノ大經濟上カラ見ルト收益ハ減タト云ハナケレハナラヌ

(南部委員) ケレトモ開鑿サセタニ付テ、増シテ居ルノテス

(委員長) 増シテ居ルガ去年ノ收益ヨリハ減タニ相違ナイ、然ラハ來年モ復來年モ減ラナケレハナラヌ、收益ノ上カラ許ス譯ニ往カヌ、收益カ減タト云ハナケレハナラス、單ニ貸人ノ收益上カラ云テハ、收益トハ云ヘヌガ、收益ト云フハ國庫モ貸人モ、借人モ共ニ收益ノ多イトキチ云フノテ、一部分減テハ矢張り全部減タモ同シタカラ、減タ以上ハイケナイ

(南部委員) 左様御覽ニナレハダガ、何ニモナラヌモノチ開キマシタ所チ云フノテス

(村田委員) 賃借人ハ例ヘハ十町アル所ニ沼ガアルソレチ一町丈ケ殖セハ十一町ニナル、其場合ニハ金チヤラナケレハナラヌ

(委員長) 沼ハ潤レテモ宜イト云フコトカアルカラ、ソレハ構ハ

(栗塚報告委員) 八十一條ノ場合ハ如何ナルコトガ出様カト見ルニ、只今ノ例ハ誠ニ適當シヨウト思ヒマス、此テ見マヌルト事柄ハ所有者ノ收穫チ減ラヌ様ニシナケレハナラヌト云フコトハナイ様テアリマセンカ

(委員長) 何故ニ

(栗塚報告委員) 今迄十町アルモノカ九町ニナツテ、九町ニナレハトテモ、十町ノ利益ト變ラヌト云フノテアリマス

(委員長) 總テノ賃借人ハ皆ナ誰モ彼レモ修繕シテヤルト云フ人許リ居レハ箇様ナ論ハ出ナイガ、賃貸人ト合意ノ時分ハスルニ相違ナイ矢張り賃借人ガスルモノト思テ居ル、其人ハ八十一條ヲ適用セラル、コトニナル、ソレハ賃借人カ損チスルニ相違ナイカラ三年間續ケハ斷ハルコトガ出來ルガ、其トキニハ清岡サンノ論ノ如ク、合意ガ賃貸人ニ於テ損チシナケレハナラヌ箇様ナコトガ若シモアツタナラハ箇様ナ手續チスルコトカ出來ルト云タラ、所有權チ減スルコトモナクシテ濟ムダロウ、賃貸人カ是非シナケレハナラヌトスルニハ及ハヌ

(栗塚報告委員) 賃借人ハ物チ取テ無用ナコトトハ思ハナイ何セナレハ御前其フ云フコトチシテ吳レル爲メニ五ヶ年ノ月ニシテ吳レルナレハ宜イガ

(清岡委員) ソレハ己レノモノテナイカラ、トウテモ宜イ

(松岡委員) 内般ノ説ダケレトモ、七十五條ハ成程論究スルト、適當テアロウ、大修繕モ賃人ハ擔當セヌトナレハ、永借人ニ義務カアルカナレハ義務ハナイ、利益カラ干渉シテ宜イト思ヘハ爲シ又シナクツテモ宜イト云フハ、普通ノ賃借トハ違テ、永賃借ニハソレ丈ケノ區別カアル、之ハ原案通りガ宜イ、堤防ヤ或ハ道路ノ爲メニ、地面カラ錢チ出サナケレハナラヌ場合ガ後ノ七十七條ヘイツテ、地稅非常稅ノコトガアルカラ、非常稅チ拂ハヌハ別ニシテ、彼ノ方ヘ議テ他ニ關係スルコトハ、此條テ云ハヌトシテ置ケハ其所丈ケハ宜イ、又委員長ノ御説ノアツタ所チ想像シテ見ルト能ク日本ニアリマスノハ大阪近傍カラ中國筋ニハ、海邊ニ小作地ニナツテ居ル處ガアル、彼ノ様ナ所テハ何ヨリ石崖杯ノ修繕チ能ク加ヘマス、之チ借人ノ方カラ云フト、一、二間浪ノ爲メニ崩レタト云フト、借人ハ強テヤラストモ、三十年五十年チ限テ見ルト

中ニハ短イ期限モアルシ、又先ツ缺ケカアツテモ、充分届カヌノ
テ、一二間ノ石崖ノ破壊ヲ放棄テ置ク、然シテ見ルト、段々大破
ニナル、其トキ利益カラ云フト強テ關係カナイカラト云フ、永借
人ハ放棄シテ置クモ賣ノラレナイガ、大破トナルト、詰リ所有權
ハ波ニ持テ行カレル、此場合ニハ借人カ如何ナル譯テシナイカト
云フト、格別ニ思ハヌカラシナイ、又シタイト思テモ、力カナイ
ト云フ時分ニ宜シク貸人カ遣入テ修繕スルト、立派ニ収益ガ保存
シテ行ケル、保存ノ出來ル様ニナツタノハ貸人カ修繕シテ、収益
ナイハ些ト旨過キルダロウ、今委員長修正文ノ所テハ鑑定人テモ
用ヒテ分擔シナケレハナラヌト云フコトニナレハ完カロウト思ヒ
マス

(栗塚報告委員) 七百十四條ノ占有ノ所テ、二項ヲ見ルト只今ノ

様ナル堤ガ切レルトカ云フトキハ、急迫損害、告發訴權ガアリマ
ス、是非シテ下サイト云フコトハ不動産占有者ニ屬シテ居リマス
カラ

(松岡委員) 今云タノハ所有者ノ方テ御座イマス、之ヲ約メテ申
スト、本文ハ此原則テ宜イガ止テ得ヌトキハ何トカ云フ様ナモノ
チアラシノタイノテス

(南部委員) 大概論モ盡キタト思ヒマス

(西委員) 波ニ持テ行カル、如キトキハ地主カ修繕シテ宜シイ

(南部委員) 永借人カラ費用ヲ取ルハ種カナラヌト思フ

(委員長) 賃借人ノ負擔トシテハ悪イノテスカ

(栗塚報告委員) ソレテハ唯ノ賃借人ニナリマスカラ

(南部委員) 負擔ヲ重クシタラ、永借人ノ權利カ少クナルト思フ

(松岡委員) 即チ重クナルノテス、賃借ハ皆貸人カスルカ原則テ

永貸借ハ貸人カ持ツガ原則ト云フナレハ極ク宜シイ、併シナカラ
七十五條ノ大修繕保持修繕、何モ彼モ責任カアルト云フテハアリ
マセン

(南部委員) ソレハオカシイ

(栗塚報告委員) 何卒此儘ニシテ置キタイノハ此六百六十九條ノ
一項ニ損壞ヲ生セシメストアリマスハ委員長ノ懸念ノ永久ノ損害
ヲ生セシメスト云フノテアリマスカラ

(委員長) 利益サヘアレハ、緩令形チハ變フテモ宜イト今ハナツ
テ居ルネ

(栗塚報告委員) 「永久ノ損壞ヲ生セシメサルヲ要ス」ト御座イ
マスカラ、此所ハ假令ヘハ修繕ノ所テ「但此等ノ修繕ヲ爲サ、ル
爲ノ貸貨物チ永久ノ損壞ヲ來スノ虞アルトキハ貸借人ハ費用ヲ負
擔セヨ」ト云フコトカアレハ宜イノテシヨウ

(元尾崎委員) ソレナレハ凡ソ似寄ツタモノテス

(松岡委員) 事柄ハソレテ纏リハ付ク

(栗塚報告委員) 何卒ソレモ御座ノナスツテ下サイ

(南部委員) 變ナモノニナルカラネ

(委員長) 變ナモノニナルト、貴君方カ考ヘルハ不都合ト思フ、
成丈ケ存シテ置キタイト思フノハ今ノ様ナトキ現ニ國家ノ利益カ
ラ云フト、損ニ違ヒナイ、貸人等カ錢ヲ取ル丈ケテ損ハナイトハ
云ヘナイ

(栗塚報告委員) 決シテ實際アロウ筈ハナイ、何セナレハ損カ立
テモ、己レカ月々拂フモノハ拂フカラ己レノ収益ハ減デモト、云
フノテアリマスカラ

(委員長) 無イトハ云ヘヌ

(栗塚報告委員) 一文テモ収益カ減レハ、借賃チ減ラシテ貰イ度

イノハ當り前テアリマス

(委員長) 三十年ハ動かサレヌト云フタカラ、ヤツテモ無駄タカラ、腹ヲ減ラシテ黙ツテ居ラナケレハナラヌト云フモノハアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 然ウナルト私ハ永借人テ、貴君ノ地面チ五十年開墾スルチ作ロウト思テ、麥畑ヘ麻チ作ツタカ麻ヨリハ田ニシタ方ガ良イト考ヘテ、今迄貴君ニ麥チ百俵上ケラレタモノチ土地ガ田ニ適セヌテ其後私ノ収益ハ七十俵ニナツタノハ國家ニ取リマシテハ三十俵ハ私カ下手ナコトチヤツタ爲メニ損チスル、其トキハ私ハ改メテ田ニモシ様シ、利益ノアル様ニスルカラ

(委員長) 良クナル方ノ側ハ宜イ、不利益ノコトチシテハナラヌト云フノタカ、此處ハ田地ガ損シタニ相違ナイ、ソレチヤリ直ストキニ貸人カ出チ出スコトカ出來ナイカ

(栗塚報告委員) ソレハ註ノ旨意テハ、大抵スルテシヨウ、土地ノ保證ハ貸人カスル、元ト荒地ダカラ、収益ニ關スル變災ヤ妨ケハ充分防クカラ修繕スルダロウ

(委員長) 貸主ガ擔任セヌト云フト、自分カシテヤロウト思フトカアツテモ行ケナイ、例ヘハ費用チ取返ヌト云フトキ、取返ヘサヌテ無償チヤルト云フモノガアル、ソレモイケナイ

(栗塚報告委員) 擔任セヌト云フノハ、賃借人カラ賣テ來ラレタトキ、我ハ知ラヌト云フノテスカラ、好ンテヤレハ宜ウ御座イマス、徳義上都合ノ好イ地主ト云ハナケレハナラヌ

(委員長) 永借人カラ御禮モ云ハレス、小言チ云ハレテモ差支ル(西委員) 永借人カラ修繕シテト云テモ、利益ノナイ所ナレハ手チ着ケナイカ知レヌ

(村田委員) 然ウスルト賃貸人カ是非スルト云フ權カ出マス、併

シ賃借人ハ五十年ノ間二十町ノ田地ヲ九町ニシテモ、還ヘストキ
十町ニサヘスレハ宜イ、永借人ハ此等ノ修繕ヲ爲サ、ル爲ノ、賃
貨物ノ永久ノ損壞ヲ來スノ虞アルトキハ出來マス

(西委員) 賃貸人ガ自分ノ費用テシタラ、金ヲ取ルノカ宜イ
(栗塚報告委員) ソレナレハ處アルトキハ賃貸人之ヲ爲スヲ妨ケ
ストスレハ宜イ

(鶴田委員) ソンナ無駄ナコトヲ書ヌテモ宜イ
(松岡委員) 此修正ハ如何テスカ「但永借人此等ノ修繕ヲ爲サ、
ル爲ノ永久ノ損壞ヲ生スヘキノ虞アルトキハ賃貸人之ヲ爲シ永借
人ヲシテ其費用ヲ分擔セシムルコトヲ得」トシテハ

(清岡委員) 分擔ノ出來ヌトキハ解除スルノカ
(松岡委員) ソレハ然ウタロウ
(村田委員) ソレテハ却テ荒蕪地ヲ開墾スルノ妨ケニナル

(委員長) 西サンハトウテスカ

(西委員) 私ハ御免ヲ蒙リ度イ、分擔杯出テ來テハ、永借權ハ潰
ルテス

(松岡委員) 「ボアソナード」ハ佛蘭西ニ生レテ、日本ニ在テモ
北海道ノ様ナ所ノ開墾地ハ見ダカ、九州邊ノ永借スルコトヲ知ラ
ヌノタ

(委員長) 議論ガ纏マラヌカラ、多數ヲ決シマシヨウ、ソレヨリ
仕方カナイ

(村田委員) 我々ハ寧ロ永借權ハ廢メル方ガ宜イト思ヒマス
(南部委員) 六百八十一條ト抵觸シハセヌカト思フ

(委員長) 今一應報告委員ヲ研究シテハトウカ
(栗塚報告委員) ハイ

(清岡委員) 能ク平心ニ考ヘナイト往カヌ

(西委員) 能ク考ヘナイト誤ルカ、併シ熱心ニ反對説チ云フテモ
ナイガ、永借權ニ傷ケルト思フ

(村田委員) 私杯モ然ウテス

(委員長) ソレテハ報告委員ニ預ケルコトニシテ是レテ食事ニ致
シマシヨウ

本條ハ報告委員ニ於テ再ヒ調査スルコトニ決ス

于時正午十二時 休憩

午後第一時開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第六百七十六條朗讀ス

第六百七十六條 意外ノ事又ハ抗拒スルコトヲ得サル力ニ因テ
永借ノ時期ノ間ニ起リシ損壞ハ賃借ヲ減少スルノ理由ヲ生セ
ス但第六百八十一條ヲ以テ賃借人ニ留保シタル解除ノ權利ヲ

妨ケス

(鶴田委員) 請リ三年スレハ解除カ出來ルノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 法律上、借賃ヲ減スルコトハ出來マセンネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 理由ハトウ云フ譯テシヨウ

(栗塚報告委員) 理由ハ註ヲ讀ムニ借賃サヘ納ノレハ宜イ、元ト
利益ノアルモノテハナイ、自分テ出來ヌカラ、他人ニ開盡サセル
旨意ダカラ向ウカ收益ガ増ストモ、借賃ヲ増スコトモ出來マセン
借人ハ取り放題テ、又借賃ヲ減スルコトモ云ハセヌゾヨト云フノ
テス

(鶴田委員) 借賃ノ爲メニ貸人ノ方ハ増スコトモ出來マセン、ソ
レ故一分ノ缺ケタトキハ解約カ出來ル、ソレカ出來レハ一部分缺

日本銀行長官會

ケタ分ハ、借賃ヲ減シテ吳レト云フコトハ出來ソウナモノタ

(栗塚報告委員) 元來高イモノテモナシ、又新タニ開墾シタ土地ハ利益モ多イガ、又物ニ因テ意外ノコトテ、損モシ様ケレトモ、損ガアツテモ、償ヒガ出來ルタロウト云フ理由テス

(鶴田委員) 一部分ノ缺ケタトキハ一部分ノ借賃ヲ減スルコトハ出來ソウナモノテス

(尾崎委員) ソレハ出來マセン

(委員長) 八十一條カアルカラ出來ルタロウ

(尾崎委員) 八十一條ハ一分ト雖モ賃ヲ拂フヨリ損害ニ至ル場合ノアツタ折、解除ヲ求メラレル一時ノ損害テ、併シ大變得サシテ居ルカラ出來マセヌ

(鶴田委員) 解除カ出來ル程ナレハ、減ラシテ吳レト云フコトハ出來ソウナモノテス

(村田委員) 出來マセン

(尾崎委員) 年々己レカ拂フヘキ賃ヨリモ損害ヲ蒙リテ、始メテ出來ルノテ、僅カ一年損害カアツテモ先キニ得テシテ居ルヤラテス

(委員長) 宜カロウ

(清岡委員) 翻譯テアリマスガ、此「留保」ト云フハ、普通ニ云フ留保トハ違フカ、六百八十一條テハ法律ノ規定ニ因テ解除ノ權利ヲ與ヘテ居ルガ、如何ニモ賃借人ニ「留保」トスルハオカシイ

(栗塚報告委員) 與ヘタルト同シテアリマス

(清岡委員) 下ノ六百七十九條ノ「留保」ハ違シテ居ル

(鶴田委員) 「留保」ト云フ字ハ八十一條ノ三年丈ケダロウ

(栗塚報告委員) 左様ナル意味テハアリマセン、解除ノ權利ハ賃借人ニ與ヘテアルト同シテアリマス

(清岡委員) 法律上與へテ居ルノテ、契約上留保シテ居ルノテハ
ナイカラ、意味ガ當ラス様ニ思ハル、

(鶴田委員) 三年ノ間待テ、収益カ無ケレハト云フノテアリマセ
ンカ

(栗塚報告委員) 左様テハアリマセン、併シ與ヘルト云フ字ニ直
シテモ一向差支ハアリマセン

(清岡委員) 「留保」ト云テハ違ウタロウ

(栗塚報告委員) 「留保」ト云フ字ハ笑作サント、相談致シマシ
ヨウガ、意味ハ變リハ御座イマセン

(委員長) 宜カロウ

(尾崎委員) 宜ウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 六百八十一條ハ「一年ハ毀損」トアリマスカ

(栗塚報告委員) アレハ「損壞」トナリマス

(松岡委員) ソレナレハ宜シイ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百七十七條朗讀ス

第六百七十七條 賃借人ハ求償權ナクシテ通常ト非常トチ間ハ
ス一切ノ地稅ヲ拂フ但非常稅ヲ設定スル法律カ格別ニ定メタ
ルトキハ此限ニ在ラス(但全上第千五百五十八條)

(修正) 永借物ニ賦課セラル、コトアルヘキ通常又ハ非常
ノ租稅ハ國庫ニ對シテハ其所有者之ヲ擔任スト雖トモ永借
人ハ賃貸人ニ對シ之ヲ償還スヘシ

(南部委員) 修正カアリマス

(村田委員) 之ハ修正ノ様ニナラヌトイカヌ

(委員長) 修正通りテ宜イタロウネ

(清岡委員) 御尋ね致シマスガ、此所テハ地稅ヲ拂フトアリマ
ガ、此修正テハ永借物トシテ仕舞ヒ、土地テモ其他ノ物テモ總テ
行クトアリマスカ、原案テハ地所許リテアリマス、之ハ如何ナル
モノテスカ

(栗塚報告委員) 原案テハ總テノ家屋ノアルノモ地稅トカシマス
物ノ一切ノ所有、土地家屋ニ拘ハラヌ、稅ト云フ字テスカラ地稅
ト譯シタノテス

(清岡委員) 「地稅」ト云フト家ハ遣入ラヌ様ダガ
(栗塚報告委員) 書クニハ家モ地稅ト看做シテ居ルカラテス
(清岡委員) オカシイ

(栗塚報告委員) 一切家、土地ノ稅ト云フ意味テ御座イマス
(清岡委員) 原案ニ地稅トシタハ翻譯ガ悪ルイノテスカ
(栗塚報告委員) 不動産ニ拘ハラヌ稅ト云フ意味テ御座イマス、

家モ矢張り地ノ内ノ一ツト見テ居ルカラテス

(松岡委員) 日本テハソレハ具合ガ悪イナ

(清岡委員) 修正ノ方テハ永借物ニ賦課スルトアルカ、永借物ト
ナレハ、總テノ物チ云フノテスナ

(栗塚報告委員) 左様テス、家モ土地モテ御座イマス

(村田委員) 地面許リトスルト、地稅トハ云ヘヌ、地租ト云ハナ
ケレハナラヌ

(南部委員) 大体ハ如何テスカ

(清岡委員) 六十七條ト此處ト違ウカ、地稅ト云フト、地面許リ
賃借物ト云フト總テアルカラ之ヲ聞カヌト論シラレナイ

(鶴田委員) 地稅ト云フハ、土地モ家モ一緒ニ見タノタロウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 六百四十五條ニハ「賃貨物ノ租稅云々」トアルガ

(鶴田委員) 南部サン、此賃借賃ト永借賃トハ別ニシテ、借人ニ掛ケナケレハナラヌ譯ニナツタノテアリマスネ

(南部委員) 別テアリマス、契約ノナイトキハ擔當スルコト、國庫ヘ對シテハ地主ガ擔當スル、併シナカラ難カ詰リ出スカナレハ永借人ガ出ス、其金ハ箇様ナル契約ノナイ場合ニ定メル丈ケテアリマス

(鶴田委員) 今日トハ餘程違ウネ、永借ニモセヨ借賃ハ日本テハ一ツテアリマス、ソレガ箇様ニナレハ先ツ税ハ掛ケテ、其上ノ餘分ハ借り貸ヘ掛ケルトナル

(松岡委員) 如何ナル習慣カト云フコトハ云ヘヌガ税ハ何レ所有者ガ拂ウタロウナ

(栗塚報告委員) 地方凡例錄ニハ年貢賭掛リチ負擔シ且ツ年ニ幾ラ拂フト云フ極ノモアリ、又年貢賭掛リハ地主ガ負擔シテ借賃チ

何程拂ウト云フノモアリマス

(松岡委員) 二十年以上ハ永小作ト認メルト、當リ前ノ賃借モ永小作ニナルカ知レヌ

(尾崎委員) 多クハ小作人ガ拂ウ

(清岡委員) 大体ハ修正案カ宜イ

(委員長) 「賦課セラルヘク」トアルト如何カ知レヌ

(南部委員) 「賦課セラル、」ト云フハ定ツテ居ルテシヨウガ、前ノ例ガ御座イマスカラ、六百四十九條ノ文例ヲ用ヒタ丈ケテアリマス

(委員長) 現在ニ書イテハトウ云フモノカ、併シ未來ニ書クト云フ理由ガアレハ格別ダ

(栗塚報告委員) 徳川氏ノ時分ニハ特別ニ課シタモノテヌ

(尾崎委員) 修正ガ宜イト思ヒマス

(鶴田委員) 所有者が税ヲ拂フ義務アツテ、擔任スルナレハ永借人ハ矢張り永借賃トシテ納ムルノミテ宜イト思フ

(南部委員) 詰リ元トノ案ノ通りニシタイケレトモ、今日ハ租税ノ法ガアツテ、所有者カラ徴收スルコトニナツテ居リマスカラ、之テ民法ヲ以テ、改メルコトハ出來マセン故ニ話テ止テ得ス所有者カラ政府ヘ出シテ、課賦サル、トシタ丈ケテ實ハ永借人ニ擔任セシムルノ旨意ハ存シテ居ル積リテアリマス、永借人ハ負擔セス償還セストナレハ永借權上ニ影響ヲ與ヘルノテ、速モ左様ニハ出來マセン

(鶴田委員) 一切維新後ハ所有者カ擔當スルコトニナツテ、永借人カ納ムルコトハナイ

(栗塚報告委員) 小作人ハ地主ニアルノテ宜イ

(鶴田委員) 地主ニヤルノハ借り賃トシテヤルノテス

(栗塚報告委員) 年貢諸ヲ勸メタ上テス

(鶴田委員) ソレハ昔ノテ、今日金納ニナツテハ無イ

(南部委員) ナイケレトモ昔ノ習慣ヲ今日再ヒ施行スル位ノモノテス、永借權ハ其所ニ御注意シテ下サラヌト困リマス

(鶴田委員) 舊幕時代ノ名許リニシテ一向實ハナクナツテ仕舞フ

(栗塚報告委員) 此通りテ實ハ名ヲ替ヘタ丈ケテ御座イマス、國庫ニ對シテ所有者ガ擔任スト云云置カヌト所有者ヘ行クノハ政府カラ取立ルトキテス、併シ實ハ永借人ガ拂フノテ借賃ニテ拂フカ知ラヌカ、負擔ハ誰カスルカト云フト、内幕ニハ永借人即チ小作人ガ拂フト云フノテ、原案ト一ツモ變ラヌノテアリマス、名前ハ國庫ヘ對シテ所有者ガ拂フトシナイト、税法ニ違フカラテアリマス

(鶴田委員) 賃借人ト同シ仕方テ宜カロウ

(南部委員) 貸賃トナルト、貸賃トナツテ仕舞フカラ直接ニ拂フガ、直クニ伺ウカラ取立ルコトカ出來ル借賃ナレハ期限カ來ナケレハ取立ラレナイ

(栗塚報告委員) 永借人ハ何人アツテモ、戸長役場カラハ直チニ徴收カ出來ル、若シ左様テナイト、小作人ガ拂ハヌトキハ地主ハ迷惑チヌル

(鶴田委員) 小作人ニ對シテ政府カラ稅チ拂ハヌコトハ出來マセシ

(栗塚報告委員) 恰度永借人ガ差配人ニナルノテヌ

(尾崎委員) 借賃ガ三年滞ルト、解除ガ出來ルガ、租稅チ一度モ拂ハヌト滞タ場合ニハトウナルカ

(栗塚報告委員) 身代限迄ハ行タノテヌ

(清岡委員) 租稅チ一箇年納メナイト、公賣處分ニ違フ、永作人

ガ租稅チ納メナイト、地主ハ身代限リシナケレハナラヌ

(南部委員) 此度ノ規則ニハ差押規則ノ様ナモノガ起案ニナツテ居ルコトヲ見テ居ル、然ラハ賃借人ハ賃貸人ニ對シ、償還スル金高ハ差押フルコトカ出來ル、ソレテ賃借人ニ係テ取テ宜シイ

(清岡委員) 併シ地主ダカラ相應ノ資産カアルカラ、ソレ位ノコトハ賃借人カ拂ハヌテモ身代限公賣處分チサレルコトハナイ

(南部委員) 左モナクツテモ、解除權ハ成立テアリマス

(清岡委員) 租稅チ納メナイト、トウシマヌルカ

(栗塚報告委員) ソレハ當リ前ノ契約ト同シテ、身代限リニナリ

マス

(清岡委員) 租稅ニ關スルコトハ別段ニシナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 租稅ニ關スルト書イテアリマス

(清岡委員) 貴君方ハ六百八十條ハ殘ラス第二カ適用スルト云フ

ノテシヨウ

(栗塚報告委員) ソレハ解除テアリマス

(鶴田委員) 催促カ出來タロウ

(栗塚報告委員) 催促シテ拂ハヌト云フト、解除ニナルノテアリ

マス

(清岡委員) 三年ノ間毎年訴訟ヲ起サナケレハナラン

(栗塚報告委員) 取立様ト思ヘハ訴訟ヲ起ス

(清岡委員) 併シ地主ハトウカナレハ、訴訟カ起ツタラ直ク公賣

サレル、所カ永借人ハ一向處分ハナイ

(南部委員) 身代限リニナレハ處分ヲ受タルノテス

(清岡委員) ソレハ普通ノ權利義務上ノ處分テス

(栗塚報告委員) 取立様ト思テ遣ヘサヌトキハ訴訟シナケレハナ

ラヌ

(清岡委員) ソレハ權衡カ悪イト云フノテス

(松岡委員) 七十七條ハ此儘ニシテ、八十條テ他ノ債權者ノ訴追

云々トアル、ソレニ地租チ地主カ出シタ時分如何スルカ、或ハ借

人カ出サヌトキハ如何スルト云フハ八十條テハ見テハナイノダ

(栗塚報告委員) 見テアル筈ハナイ、併シ之ヲ償還スヘシトシテ

裁判所ヘ訴ヘラレナイコトハナイ

(鶴田委員) 最初私カ質問シタ、借賃ト税ト云フモノ、二ツチ賦

課スルノハ、永借人カ賦課スル筈テスカ

(栗塚報告委員) 一ツノ契約カ成立テ、一ツハ法テ極メタモノテ

ス

(鶴田委員) 政府ハ所有者ニ對シテ税ヲ納メサセルカラ、政府カ

ラ小作人ニ係ルコトハナイ税ハ我ガ納メルカラ、貴様ハ此丈ケ負

ハナケレハナラヌト、法律ガ云フ、其外賃借ハ此丈ケ出セト云フ

コトニナリマシヨウ

(南部委員) 其積リテ、借賃チ好イ加減ニ極メルノテス

(鶴田委員) 然ラハ八十一條ノ納額ハ、税モ遁入テ居リマスカ

(栗塚報告委員) 決シテ遁入リマセン、借賃許リテ御座イマス

(鶴田委員) 遁入テ居ナイト云フコトナレハ税カ取レヌトキハ如

何スルト極メナケレハナラヌ

(村田委員) 六百四十九條ニモ償還スヘシトアル、彼レト同シコ

トテヌ、彼ノトキ償還シナケレハ身代限チ爲ナケレハナラヌ

(鶴田委員) アレハ賃借テヌ、永小作ノ場合トハ違フ

(南部委員) 同シコトテヌ、償還スヘシハ同シテヌ

(松岡委員) ソレハ早過キル論タロウ、修正ノ通りニスルカ否ヤ

チ極メテ借テソウトシタ時分ニ、八十條チ租税チ拂ハヌトキハ、

解除ノ種子ニナルカ、何モ云ハヌニ置テ、不充分ト云フナレハ彼

所テ極メテ宜イ、修正者ニ尋ネテモ、恐ラクハソレハシナカツタ

時分ハ何ノ箇條テアルト云フコトハ見テ居リハヌマイ

(栗塚報告委員) 要ヌ、何セナレハ解除權ハ三年ノ間家賃チ拂ハ

ナケレハイケヌト云フ、此處ハ税チ拂フ義務ハ誰カナレハ國庫ヘ

對シテハ所有者テ詰リハ賃借人カラ拂フ、借テ拂ハヌトキハ如何

カナレハ、裁判所ヘ訴ヘラレル、貴君方ノ仰シヤルノハ實ニ分ラ

ヌ、貴君方ハ解除ト云フモノト混シテ御イテナサルト思フ

(松岡委員) 此處ハ修正ガ宜イカ、何方カ極メテ、八十條へ行ツ

テ論究シテ宜イ

(委員長) ソレテ宜イ、所有者ニ掛ケルト云フコトガ實際ニモセ

ヨ、何レ税法モ定マルカラ、今民法テ極メテモ別ニ法チ立ルカ知

レヌカラ

(村田委員) 修正ガ宜シイ

(松岡委員) 此處ハ先ツ修正ノ大体ヲ探ルヤ否ヤヲ決シマシヨウ
(委員長) 大体ハ探ルコトニナツテ居ルノテス

(松岡委員) 私ハ修正ハ素ヨリ賛成テ御座イマス、此所ニ非常租
税トナツテ居ルガ、堤防破損、道路修繕ノ爲メ、地所ニ掛ケテ賦
課サレル協議費杯ハ租税ノ二字ヲ含蓄スルヤ否ヤ

(栗塚報告委員) ソレハ論モアツタガ、大キイ字ヲ使ヘハ、小サ
イ字ハ使ウニ及ハヌ、通常非常チ間ハスノ意味ダカラ、非常ノ租
税ト云テ置ケハ總テ通入ル、其證據ハ今日云フ協議費、町村費ハ
矢張り租税ト云フモノテアリマス、尤モ字ハ負擔ト云フ字ニシテ
モ差支ナイ

(松岡委員) 前ニモ負擔ト云フ字ガアツタ様ダ

(南部委員) 六百四十九條モ左様ニ云ハナケレハナラヌトナル、
此所許リテハアリマセン

(鶴田委員) ソウスルト、國庫ニ對シテト云フハトウカ

(南部委員) 「國庫ヘ對シテ」ノ字カ悪ルケレハ除イテモ宜シイ

(尾崎委員) 「所有者カラ、賦課セラル、租税ハ」ト云ヘハ國庫
ハ除イテ宜シイ

(鶴田委員) 「國庫ニ對シテ」ハ除イテ宜シイ

(村田委員) 「除イテ宜シイダロウ

(委員長) 除イテ宜シイ様タネ

(松岡委員) 四十九條ノ二項目ノ商業ヤ建物ニ幾ラ負擔ト云テ宜
イノタロウ負擔ト入レルト宜イ、凡例條ヲ見テモ年貢掛リトア
ルカラ、此所テモ租税ト云フ字ト、國庫ト云フハ差支ナイ

(委員長) 負擔ト云フハ小サイモノモアルカ、負擔ト云フト、公

賣處分ニハナラヌノタネ

(南部委員) 負擔ノ字ハ加ヘヌ方ガ宜シイ

(松岡委員) 併シ大キナ堤防テナク、小サイモノテアレハ
(栗塚報告委員) ソレハ町村費ニナリマス

(松岡委員) 租税ト云フハ、言葉テハ御年貢ト云フカラネ
(栗塚報告委員) 地方税迄租税ト仰シヤルカ、國税地方税、町村

費、租税ト云テ居ル

(委員長) 衛生上ノ費用、警察上ノ費用ハ公益ニ關スルカラ一般
ノ爲メニ出サヌコトハ出来マセンガソレハ公賣處分テ行ク、其他

宮ヲ建築ヘルトカー村ノ鎮守ヲ建築ヘル等ノ費ハ公賣處分ニハナ
ラヌカラ「國庫」ト云フ字ハ除イテ宜カロウテハナイカ

(尾崎委員) 宜シイ

(松岡委員) 「負擔」ト入レテ貰イタイカ

(委員長) ソレテハ地主ハ餘リ酷イ

(清岡委員) 償還スヘシト此所迄書イタカ、先刻ノ例ニ依テ考ヘ

ルニ箇様ナルコトニ償還スヘシ杯ト云フコトハ餘リナイ

(栗塚報告委員) 前ニアリマス

(村田委員) 六百四十九條ヲ御覽ナサイ「償還スヘシトアリマス

(委員長) 宜カロウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク議決ス

永借物ニ賦課セラル、コトアルヘキ通常又ハ非常ノ租税ハ
其所有者之ヲ擔任セスト雖モ永借人ハ債貸人ニ對シ之ヲ償
還スヘシ

第六百七十八條朗讀ス

第六百七十八條 唯一ノ契約ヲ以テ一箇ノ土地ヲ數人ニ永借ニ
付シタルトキハ毎年借料ヲ拂フノ義務ハ各賃借人又ハ其相續
人ニ在テハ連帶ニシテ且不可分ナリ

(栗塚報告委員) 相續人アル場合ニハ可分ナリト、前ニアリマス

ソレテモ不可分デヤゾト、云フノテアリマス

(清岡委員) 唯一ノ契約ト云フハ

(栗塚報告委員) 一箇ノ契約ト云フ、單一ノ契約テト云フノテアリマス

(委員長) 實際ハトウ云フモノカネ

(尾崎委員) 箇様ナコトハアリマス、一町程ノ田地ヲ十人シテ借

テ居ル、五年目ニ^隠引イテ甲ノ土地ヲ貴君カ持テ、又五年目ニ南部サンガ持ツト云フコトカアリマス

(松岡委員) 此等ハ害モナイカラ、此儘置イテモ宜シイ

(清岡委員) 連帯ニシテ、且不可分ニシテ置カヌト、貸人カ大變

困ルカラ「連帯ニシテ且不可分」ト殊更ニヤツタノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 新様ニシテ置ケハ、澤山ニ缺カレルコトハナイ

民財二ノ一三四

(栗塚報告委員) 私ガ新規ニ人ヲ置テ開墾サセ様ト云フコトヲ五

人ニ頼ムト、五人ノ内一人死ヌ當リ前ニスルト可分ダガ、息子ニ

對シテハ四人連帯テ一人ノモノト見ル、然ウスルト矢張り五人テ

アルト云フ意味テ御座イマス

(松岡委員) 宜シイ

(尾崎委員) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原按ニ可決ス

第六百七十九條朗讀ス

第六百七十九條 永借ノ讓渡又ハ轉貸ノ場合ニ於テハ前ニ記載

シタル義務ハ其讓受人又ハ轉借人ニ移リ讓渡人ハ保證人トシ

テ其擔保ヲ爲ス但貸人カ明示シテ其義務ヲ免レシメタルト

キ又ハ己レノ權利ヲ留保セスシテ讓渡ヲ承諾シ之ニ參與シタ

ルトキハ此限ニ在ラス(同上第千五百六十二條)

(村田委員) 伊太利テハ復タ貸ハ出來マセン、舊幕府ノ時分ト同シテアリマス

(松岡委員) 此條ハ適當ラシイネ

(栗塚報告委員) 餘程奇体テス、私カ委員長ノ地面ヲ拜借シテ、南部サンニ復タ貸スルト私ガ委員長ニ對シテ保證人ニナル、南部サンガ又復タ貸チスル、然ウスルト南部サンハ私ニ對シテ彼ハ急度納ノマスルト云フノテ保證スル、恰度商業上ノ表書入チ見タ様ニ義務ヲ負フノテアリマス

(尾崎委員) 栗塚サンガ南部サンニ貸借チ譲リ渡スト云フニ委員長ガサセスト云フコトガ出來ヌ、ソレハ困ル、南部君ガアレ狡猾ナ奴テアルカラ、連モ小作米モ持テ來ナイト云フトキハ困ルダロウ

(栗塚報告委員) ソレハ栗塚カ南部サンノ保證人ニナルノテス

(尾崎委員) 栗塚君カ覺東ナイト見ルトキガアル其トキハ困ルナ

(栗塚報告委員) 唯ノ貸貸借テモ、讓ルコトカ出來ルノテアリマスカラ

(尾崎委員) 仕方ガナイカ

(委員長) 若シ復タ貸チ許スマイト思ヘハ、栗塚ニ貸ストキ、御前ダカラ貸スガ、御前ガ他人ニ貸スノハ契約外ダト云テ置ケハ宜シイ

(村田委員) 例令ハ已レノ權利ヲ破ラス貸與スルトキハ義務ノ更改トカ、其時分ニ之テハ義務ヲ更ヘル譯ニ行キマスマイ

(栗塚報告委員) 今迄通りテ宜シイ、義務ハ更改シテモ特約カアレハ宜シイ

(村田委員) 左モナイト今迄ノ通りタ

(栗塚報告委員) 左様テス

（委員長） 宜シケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ可決ス

第六百八十條朗讀ス

第六百八十條 貸貸人ハ引續キ三年間納額ノ辨濟ナキトキハ永
賃ノ解除ヲ請求スルコトヲ得（同上第千五百六十五條）

然ノミナラス賃借人他ノ債權者ノ訴追ニ因リ破産又ハ無資力
ト宣言セラレタルトキハ賃貸人ハ辨濟ノ如何ナク不足ニ付テ
モ解除ヲ請求スルコトヲ得但此債權者ヨリ納額ノ正シキ辨濟
ヲ保スルトキハ此限ニ在ラス

（栗塚報告委員） 「辨濟ノ如何ナル不足ニ付テモ」ト申スハ直譯
テアリマス、意味ハ引續キ三年間テナクツテモ宜イト云フ意味ニ
御解シ下サイ

（清岡委員） 例ヘハ今年無資力ト宣言セラレタルトキハ、到底來

民財二ノ一三六

年納ノラレナイコトハ明瞭テアリマス、依テ不足ハ無論ダカラソ
レハ解除スルト云ハレルタロウ

（栗塚報告委員） 併シ一週ノ滞リテハ行カヌノテス

（村田委員） 少し許リ不足シテモト云フノテスネ

（栗塚報告委員） 左様テス、一年滞ツテモ解除ヲ訴ヘラル、ト云
フノテス

（尾崎委員） 左様ニシナケレハナラヌナ、己レノ受取ルヘキトキ
滞ツテ三年ノ間解除ガ求ノラレナイト云テハ困ル

（栗塚報告委員） 左様テス

（松岡委員） 今年身代限チ言渡サレ、借賃チ拂ツタトスルト無資
力ノ言渡チ受ケテ、來年ノ出來物ニ先取權カ有ルカ無イカ

（栗塚報告委員） 先取權ハナイ

（村田委員） 普通ノ奴ナレハ、一年テヤツテ仕舞フ

(粟塚報告委員) 此所ハ三年テナケレハ往カヌ、併シ二項ノ場合ニハ一年テモ往クゾヨト云フノテス

(松岡委員) トウシテ左様ニシナケレハナラヌカ

(粟塚報告委員) 危イカラテス

(清岡委員) 其所ニ至ルカラ、自分ノ方ハ辨濟ハ滞タモノハナイケレトモ決シテ出來マセント云フコトハ知レテ居ルカラ、無賣力ノモノニ貸テ置クノハ危イ

(粟塚報告委員) 其旨意タケレトモ、拂ヒハ一滞滞ツタ事實ガナイト往カヌノテアリマス

(尾崎委員) 項ハ三ケ年納額ノ辨濟ナキトキハ解除ハ出來マセント後チハ訴追セラレテ無賣力ニ宣言セラレタ折、又貸人ニ對シテ少シモ納ノナイトキハ解除ハ求メラレルト、己レニ對シテ拂ハヌトキハ三ケ年ノ間解除ハ出來マセント、他人カラ訴ヘラレタト

キハ一年テモ解除カ出來ルト云フカ

(粟塚報告委員) 他人カラ訴ヘラレタノテ、貧乏カ明カニナツタラ危イノテアリマス、三ケ年引續カヌシテ解除ノ請求カ出來ル場合ハ何カナレハ、訴ヘラレテ居ル様ナトキ出來ルト云フノテアリマス、併シナカラ如何ナル不足ニ付テモ未タ不足テハ出來マセンノテス

(尾崎委員) 三年ノ間滞ルハ、抑モ初ノ一年滞ツタ場合ニハ貸主ハ取ラントシテモ動カス、一向無賣力テ拂ヘヌト云ヘハ、地主ハ解除ハ求メラル、ダロウネ

(粟塚報告委員) ソレハ他ノ債權者カラ訴追セラレナケレハ往カヌ

(尾崎委員) ソレハオカシイ、己レニ對シテ小作米チ拂ハヌトキ其者ハ身代限チスルカラ、他人カラ訴追セラレタトキテナクトモ

解除が出来ルダロウ

(栗塚報告委員) ソレハ永借人タカラ儂ムノテアリマス

(委員長) 小作米ヲ取ル方カラ云へハ三年待タナケレハナラヌ、其差ヒチ見セタノテアルト思ヒマス

(清岡委員) 先刻カラ論スル通りノ貸主ト借主ハ永賃借ノコトダカラ三年待ツハ相當ト云フ精神ハ其善テアリマス、元ト起案者ハ賃借人カラ租税ヲ納メルト云フ所カ今度修正ニ依テ租税ヲ本人カ納メルコトニナリマシタ然ルニ六百八十條ハ矢張り三年待タナケレハ解除が出来ヌトナルト起接者ノ意想外ニナルト思フ

(委員長) 強テヤレハ身代限りニナリ財産ハナイ様ニナルカラ、自然解除ニナルト借主ハ逃ケルカラ

(清岡委員) 元ト起案者ハ租税ハ永借人カラ拂ハセルカラ此通りテ宜シウ御座イマシヨウ、我々ノ考ヘテモ亦八十條ノ如キテ宜イ

民財二ノ一三八

併シ修正ニ依テ租税ハ地主カ拂フ賃借人ハ知ラヌト云フコトニナリ然シテ其拂方ガ少シ滞レハ猶豫ハナイトシナケレハナリマセン然ルニ八十條テ矢張り三年待タナケレハナラヌト云フハ甚ダ不權衡ナリテアリマス

(委員長) 小作米ト同シテ貸主ト借主ノ間ハ同シテアリマス

(村田委員) 「納額」ハ「借料」ト直シタ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 「借料」ト直シマス

(鶴田委員) 解除ハ出来ナイ

(栗塚報告委員) 解除ト身代限りハ別テ御座イマス、併シ他カラ訴ヘラレタルトキハ解除カ出来ルソレハ仕方ガナイ

(鶴田委員) ソレガ仕方ノアル様ニシ度イ

(村田委員) ソレタカラ實際ハ身代限迄ハシナイダロウ

(栗塚報告委員) 身代限ヲスル話ト、解除ヲ求ムルトハ別ノコト

テアリマス

(松岡委員) ソレ故ニ本文ノ通り置ケハ、拂ハヌトキハ身代限チシロト云フハ差支ナイカ、身代限チシテモ尙ホ二年アルカラト云テ解除ハ出来マセンテシヨウ

(栗塚報告委員) 何セ出来ナイカナレハ、他ノ債權者カラ訴追シテナイカラ、出来マセン

(松岡委員) 自分カ公租チ立替ヘテ賃借人ニ金カ出来マセンテ、身代限チシテモ、解除ハ出来マセン矢張り三年待タナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 永借タカラ仕方ガナイト見テ居ルノテシヨウ、併シ清岡サンノ云フ通り起案者ハ其所迄ハ見テナカツタノタ

(栗塚報告委員) 左様テス

民財二ノ一三九

(清岡委員) 出来ヌモノヲ知テ居テ、譲リ渡轉貸杯テ勝手ニヤラレテ溜ルモノカ

(栗塚報告委員) ソレハ修正ニハ關係ハアリマセン

(清岡委員) ケレトモ修正シテ一層甚クナツタト云フハ、租税ノ負擔ハ大變重イモノテアリマシテ、鳥渡シタ費用テナイ、ソレ丈ケノモノチ地主ガ負擔シテ見レハ賃借人ハ大變宜クナツタノテアリマス、貴君方ノ修正テハ賃借人カ良クナツタノテシヨウ

(南部委員) 良クナラヌノテス

(清岡委員) ナラヌト云テモ、直接ニ官ニ取ラレルト、地主ノ私ニ取ラル、トハ大變違フ

(栗塚報告委員) 日本テハ直接ニ賃借人カラ取立ルコトハ出来マセンノテス

(清岡委員) 其處ハ無理トハ云ハヌガ、修正ニナツテ見ルト偏頗

ニナツテ起案者ノ旨意トハ違フカラ、此所ハ何トカ差別チ付ケナケレハナラヌト云フ心配テス

(鶴田委員) 三年間待ツニ及ハヌト云フノテス

(南部委員) 六百四十九條ニ同様ナコトカアツテ其場合ニ賃借人カラ償還スヘシト云テアルカラ異シムコトハナイ

(鶴田委員) 賃借人ハ無論引上テモ宜イ原則チハナイカ

(清岡委員) 賃借ニ三年待タナケレハナラヌコトハナイ、無理ナ断ダ、法律チ貸主ノ形チ變ヘタ爲ノニ三年間平氣ナ顔チシテ居ルコトハ出来マセン、元ノ原案ノ如ク永借人カ租稅チ拂ハナケレハナラヌトナレハ直クニ公賣サル、テアロウ、所テ日本ノ政府ハ叶ハヌカラ止チ得ス修正シタノテシヨウ

(栗塚報告委員) 原案ノ通りニシテ置キマシテモ、賃借人ノ負擔トシテ敗レマスカ

(南部委員) 賃借權ハ公賣カ出来ノテアリマス

(清岡委員) 兎ニ角身代限ハスルカ、併シナカラ解除ニハナラヌト云フノカ宜クナイ素ヨリ永借人カ租稅チ拂フナレハ仕方ガナイ地主ヘ責任チ持タセタ爲ノニ、三年間知ラヌ顔シテ居ル

(南部委員) 其代ハリ請求シテ、永借人カ拂ハヌトキ、直ク身代限ニナルカラ、賃借權チ公賣スルモ矢張り同シテアリマス

(栗塚報告委員) 解除ノ請求カ出来マセン文ケテ、三年間辨償ノナイトキハ、訴ヘラレテハ仕方カナイ、唯タ永借ノ解除ハ三年間引續イテ居ナケレハナラヌト云フノテス

(尾崎委員) 償還セントモ、納額チ拂ハンテモ、同シテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 永借權許リト云ノカ、租稅ノ方ハ、ソウテハアリマ

センカ

(南部委員) 永借人カラ永貸人ニ拂フコトノ出来ヌ場合ニ、永借人ニ係テ訴訟ヲ起シテ、其訴訟ニ於テ、永借人カ身代限シテ永借權ノ公賣カ出来ルカラ、永借人ノ負擔ヲ輕クシテ宜イト云フコトハ決シテアリマセン

(清岡委員) 元トノ原案ノ通りニシテ租税ヲ納ムルコトハ出来マセント、取ル租税ノ額ハ何レ丈ケニナツテ居ルカ、賃借權ヲ訴ヘタトテモ足ラヌトキハ、素ヨリ租税タカラ地所カラ取テハ困ルカラ修正ニナツタノテ、永借權ハ元ト原案ノ通りナレハ、理窟ハ云ヘヌガ、修正ナサレテ見ルト困ル

(南部委員) 仕方ガナイテハアリマセンカ、若シ轉側ス積リナレハ御同意致シマス

(清岡委員) 修正ハ悪クハ云ヘヌガ、今一ツ修正シテハトウテス

民財二ノ一四一

(栗塚報告委員) ソレハ償還シロト云テ、償還シナイカラ、訴カ出来テモ解除ハ出来マセント云フノタカラ、修正仕様トモ賃借人ニ權利カアル

(南部委員) 原接ノ通りニシテ、賃借人カ租税ヲ納メヌカ爲メニ權利ヲ賣ルモ勝手ニスル、賣タ所カ解除ニハナラヌ、矢張り他ヘ權利カ移ルノタカラ解除ノ原因ニハナラヌ、元ト原接テモ解除スル意味ハ少シモアリマセンカラ、原案ノ通りナレハ解除ハ出来マシヨウカ修正シテハ出来マセント云フノテハアリマセン

(委員長) 大概ナレハ、原案ノ通りテ行キマシヨウ

(清岡委員) 實ニ不都合テアリマセ

(西委員) 原案テ宜イ

(松岡委員) 私ハ公租ヲ償還セヌトキハ、解除ノ原因ニナレルト云フチ加ヘ度イト思ヒマス、何セカナレハ清岡サンノ云ハレル通

リ、地主ガ持テ居テモ、公租ヲ納メヌトキハ所有權ヲ取上ケテ仕舞ハレル、依テ其人ハ自分カ作テ居テモ、租税ノ爲メニ勝手次第ニ賣ラル、モノカアル、今一ツ言ヒ詰メルト、昔シノ永小作ニシテモ、地所ヲ澤山持テ居タカ、今ハ貧乏シテ漸ク地所ヲ貸テ居ル貸賃テ食テ居ル後家産ノナイトハ云ヘヌ其時分ニ公租ヲ納メナケレハナラヌ、何テ納メルタロウカ、錢ガナイ、錢ガ無ケレハ地面ヲ賣ルトナル、其地面ヲ賣ラレテ仕舞フ、ソレテモ其小作人ハ自分ガ償還スル金テ、己ノ方ハ解除サレナイ、誰カ借り様トモ己レカ作ルト云フト永小作ノ地面ノ價ハ安イト云ハナケレハナラヌ、所有者ノ轉讓スルトキテモ、解除期限ニナラヌ杯ト云フハ皆過キル話テス

(栗塚報告委員) 其後家サシガ、訴テ起シテ小作人ニ償ヒテ求メテモ解除ハ出來マセン丈ケテ無賣力ニナラナケレハナラヌ

民財二ノ一四二

(松岡委員) ケレトモ無賣力ハ次ノ項ニ於テトウナルカ、他ニ傭働ノ農業ニ必要ノ物カ遺テ居ルトスルト、小作人ハ自分ノテ作テ居ル

(栗塚報告委員) アレハ大變宜イテハアリマセンカ
(南部委員) ソレ丈ケ貧窮ナ者カラ租税ヲ徵收スル場合ニ解除ガ出來タラハ金カ出來マヌルカ

(松岡委員) 解除カ出來ルト、永小作ノ付イタ地面ヲ賣ルシ、十圓ニ外ナラヌモノモ、解除カ出來ル以上ハ五十圓ニモ賣レルノハ明カテス

(清岡委員) ソレハ左様テス

(松岡委員) 永小作カ離レタラ、二十圓ノモノハ三十圓ニ賣レル
(南部委員) 良シ左様ニ賣レルト假定シテモ、ソレナレハ公賣ハソレガ爲メニ止メルコトハ出來マセン、行政處分タカラ解除シテ

後チニハ效ガアルガ、解除前ニ效チ及ボスコトハ出來マセン

(松岡委員) 然ラハ百兩ノ爲メニ、三万兩ノ地面チ賣ル様ナル甚ダシキニ至ランテ宜シイ

(南部委員) ソレナレハ永借權ハ惡イト云ハナケレハナラヌ

(松岡委員) 永借權カ付イテ居ルカラ十圓ダガ解除ニナレルト云ヘハ、三十圓ニモナル、然ラハ十圓ナレハ三反賣ラナケレハナラヌガ、三十圓ナレハ一反賣テモ濟ムテシヨウ

(南部委員) 畢竟永借權チ置クノハ、所有權ニ制限チ加ヘテ、永借權ハ妄リニ動カセナイ所チ制定シテ初メテ永借權ニ效能ガアルノテアリマス

(村田委員) 永借權ノ解除ハ非常ナ場合チナケレハ出來マセン、左モノイト、今迄ノ建物モ植木モ皆ナ置カナケレハナラヌカラ

(松岡委員) 後家殿ノ地面チ借り、永借權チ持テ居ル人ニ困リ、

地所チ賣テ仕舞ハレルハ酷イ自分カ裸体ニナツテモ永借人ニ旨イコトチサセルト云フコトハナイ

(栗原報告委員) 併シナカラ是カラ先キハ後家サンカ差押ヘラレタトキハ私カ身代カアツテモ私ハ自分ノ小作人カラ出サセ様ト思フト、ソレハ一旦拂テ、ソレカラ後チニ小作人ニ係ルハ勝手タカ後家サンハ承知セヌ私ハ利益ガナイカラ構フ譯ニ往ケマセント云フト、後家サンガ訴チ起シタトキニトウシテモ賣力ガナイト云フハ恰モ納額ノ辨濟ガナイト同シテ納額ノ辨濟ナイトキハ訴チ起シテ三ケ年間ハ解除ノ出來マセント同シテアルカラ、租税ノトキ許リ一年テ出來ルト云フ筈ハナイ

(松岡委員) 原案ノ通りニスレハ、租税ハ借人カ拂フト見テ居ルソレ故ニ貸人カ自分ノ貸賃丈ケ取レンテモ、三年待タナケレハナラヌトシテアル、今度ノ租税ハ所有者カ持タナケレハナラヌ、ソ

レテ租税ヲ持切ルノテ元トノテハ租税ハ向ウテ持テ居ルト云フ之
チ一緒ニシテハ偏頗カスルト思フ

(栗塚報告委員) 納額サヘ持テ行ケハ宜イト、其妻サンガ、訴チ
起シタカ、償還セヌト云フテ解除サレテハ溜リマセン、納額丈ケ
ヤツテ置テモイカヌニ相違ナイ、納額丈ケハ拂ウカ、償還スル丈
ケハ無イト云フタナラハ先ツ償還シタモノヲ呉レト云フカモ知レ
ヌ、ソレモ出来マセントハ云ハセナイ、併シ償還モ出来マセンモ
ノガ納額丈ケ出来ルコトハ實際アリマセン、然ルトキハ三年間租
税ヲ所有者カ拂ヒ、償還セヌシテ訴ヘテ起シテモ拂ハヌモノカ、
三年ノ納額辨濟チ怠ラヌト云フ相像ハ出マセン納額モ吃度怠リタ
ルニ違ナイ、納額ハ出来テ償還ハ出来マセント云フコトハナイ、
借賃チ拂フ前ニ租税チ拂テ居ルカラ、アレチ拂テ呉レト云テモ、
否應チ云フコトハ出来マセンカラ結果ハ同シテアリマス

民財二ノ一四四

(松岡委員) 此本文ハ三年ノ引續キカ要用テ、當り前ノ賃借ナレ
ハ雙務契約テ直ク解除ガ出来ル、此處ハ三年テナケレハナランカ
公租償還ハトウ云フモノタカ

(栗塚報告委員) ソレモ拂ハナケレハナラヌ

(松岡委員) ソレハ三年ハ構ハヌカ

(栗塚報告委員) ソレハ十年拂ハンテモ構ハヌ解除ノ話テハアリ
マセン

(松岡委員) 當り前ナレハ一年テ無論解除ニナルガ永借ダカラ三
年待タナケレハナラヌト云フト、償還チセヌモノハ何ウスルカ

(栗塚報告委員) 解除ノ原因ニハナラヌ

(松岡委員) 書イテナカツタラ如何スルカ、當り前ノ賃借契約テ
云フト、一方ガシナケレハ解ケルハ當り前テ、永賃借ハ普通ノ賃
貸借トハ違ヒ取除ケカアルカラ、掲ケテナケレハ普通テヤレマセ

ンカ

(栗塚報告委員) 金ヲ貸テ、三年返サヌトキハ解除ニハナラヌテ
シヨウ、此所ノ解除ノ原因ニナルノハ、賃チ三年納メヌトキト云
フノテ、現在納ムヘキ租税ヲ納メヌカラト云フ譯ニハ往カヌ
(松岡委員) 後家サン購換金ヲ貸タト云フノト、租税法カラ定メ
タモノト同シニ云フノハオカシイ
(栗塚報告委員) ソレハ同シテヌ
(松岡委員) ソレハ大變ダ
(委員長) 起按者ノ旨意ハ小作人ニ掛ケル積リテシヨウ
(南部委員) 賃借ノ解除トハナリマセン
(村田委員) 原案ノ儘テモ同シテ御座イマス
(尾崎委員) 償還シナケレハナラヌモノヲ滞ツタトキハ如何ニス
ルト云フコトハ規定ガナイト往カヌ

民財二ノ一四五

(委員長) 此原接ノ儘六百八十條ハ此レテ良イカ悪イカ、三年迄
ハ待タヌ、租税ヲ立替ヘタ辨濟ニ付テハ賃借人ニ對シテ期限チ短
クスル丈ケノ權力ヲ賃借人ニ持タセルカ否ヤチ決シマシヨウ
(村田委員) 元トノ原案ヲ改正シテ出シタト云フガ同シテヌ
(委員長) 元トノ原接ハナイモノトシテ、此度ノ按ハ即チ日本ニ
適當スル様修正シテ、七十七條ヲ見ルト其小作人ト地主ノ間ノ權
限ト云フモノハ、尋常賃借トナツテ居テハ、租税徴收ノ手續ト違
ヒ地主許リ酷イ目ニ違テ借人ト地主トノ間ガ緩慢テアルカラ嚴シ
クシテハ如何ダロウト云フノタロウ
(村田委員) 元ト六百七十七條ノ但書テモ、例ヘハ非常税ヲ所有
者カラ取タ許リテハナイ、矢張り所有者ガ出シテ置テ、賃借人カ
ラ取ル、其場合ニモ矢張り解除ハ出來マセン
(松岡委員) 私ハ一項ハ論ガナイカラ宜シケレハ二項チヤリ度イ

(委員長) 「納額」ハトウシマスカ

(栗塚報告委員) 此「三年間納額」ト云フノハ借賃テナイト云フ
疑ヒハ出マセン、借賃許リテアリマス

(松岡委員) 償還シナカワタトキハ解除條件トナルト加ハリサヘ
スレハ宜イ、跡ハ「然ノミナラス」ハ三項ニナル譯ニアリマス

(栗塚報告委員) 貴君方ノ論ニスルト「但シ六百七十七條ニ定メ
タル租税償還チ怠リタルトキハ此限ニ在ラス」ト云フノテス

(松岡委員) 三年ト云フハ例外ニ以テ來タノタカラ

(栗塚報告委員) 「然ノミナラス」ハ入レテモ宜シイ「又ハ租税
償還チ何々シタトキハ辨済ハ如何ナルコトニシテ解除ニ得ル」ト
シテモ宜イテスカ

(松岡委員) ソレテ宜シイ

(栗塚報告委員) 併シソレハ申ヌニ及ハヌト思フ

(尾崎委員) 償還ノコトニ付テ規定シテ置ケハ宜イ

(委員長) 「三年間借料」トスルカ

(栗塚報告委員) 左様テス、此ハ願タハ今一應報告委員ニ御任セ
下スツテハ、如何テスカ

(松岡委員) 加ヘルカ否チ決シテハ如何テス然シテ其文章ハ報告
委員テ爲テ貰ウコトニ致シマシヨウ

(清岡委員) 無論入レナケレハナラヌ

(委員長) 左様ニシテ貰ウカ

(村田委員) 私ハ原案テ宜シイ

(委員長) ソレテ此條ハ措キマセウ

(清岡委員) 之チ修正ニナルナレハ六百七十七條ニ償還スヘシト
アル、所ガ之ハ普通ノコトチ云フト、公租ト云フモノハ段々週ク
ナリ、此ノ小作人カラ地主ヘ納メルノハ十一月頃納メ切リニナル

ノテ、箇様ナコトハ跡カラ償還スルトナルト地主ノ迷惑テ、之ハ地主へ取テモ物ヲ貯ヘテ外ノ金テスルタロウカ、米ノ安ク見ルカラ上納スル所ハ今日現場ノコトチ壞サヌ様ニシ度イ
(粟穀報告委員) 其論モアリマシタカ、是非所有者へ一逼ハ來ルガ文例ヲ見ルト「所有者何々所有者ノ内小作人何々」トアリ、小作人ノ拂ハヌトキハ如何スルカ、小作人カ無資力トナレハ、矢張り所有者へ係ル、所有者へ行テモ償還サセナクモ宜イカト云フニトウシテモ償還シナケレハナラヌ

(清岡委員) 「償還」ト云フ字ニ弊カアロウト思フ

(粟穀報告委員) 結局左様ニナルノテ、結局チ書イタ場合チアリマス、當リ前ハ箇様ニ書ケハ先キニ所有者カ拂フニ及ハヌ、小作人ハ納税期限カ來タラ、五日ノ間ニ拂ヘト云ヒ、諾ト云テ拂ヘハ濟ムシ、又ソレカ拂ヘヌトキハ如何スルカ矢張り國庫ノ取立ハ戸

長役場へ來ルダロウ

(清岡委員) 他ノ國ハ知ラヌカ、小作人等ノ納ノルノハ十一月限リテ收入カ遅ケレハ春ダガ、高知杯ハ早イカラ大抵十一月ニ皆取テ仕舞ヒ、公租ハ春テヌ、其間ニ地主ハ米チ賣テ納ノル、其現場チ以テ見レハ賃借人ハ賃貸人へ納額チ納メテ、賃貸人カ租税チ納ノル様ニナツテ居ルカラ其方ノ害ニナラヌ様ニシタイ

(委員長) 清岡サンノ論モアレハ、報告委員テ尙ホ講究シテ先キへ移リマシヨウ

本條ハ第一項ノ「納額」チ「借料」ト改メ尙ホ左ノ如ク議決ス

第六百七十七條ニ定メタル賃借人ヨリ賃貸人ニ租税チ償還サセルトキハ解除スルノ明文チ掲ケ其文章取調フルコトニ決スハ報告委員ニ於テ

第六百八十一條朗讀ス

第六百八十一條 賃借人ハ意外ノ事若クハ抗拒スルコトヲ得サルカニ因リ引續キ三年間土地ノ收益ヲ全ク爲ス能ハサルニ至リ又ハ一分ノ毀損ニ因リ毎年拂フヘキ借料ヲ除ユル利益ヲ將來得ヘカラサルトキハ賃借ノ解除ヲ請求スルコトヲ得(同上第千五百五十九條及ヒ第千五百六十條)

(松岡委員) 之ハ「全ク」ト云フ字ニ意味カアルノテスネ

(栗塚報告委員) 左様ヲス

(清岡委員) 畢意實際カラ考ヘルト、永小作人カ請求致セハ地主ハ悦ブ所ヲアリマス

(鶴田委員) 先ツ之テ宜イ

(南部委員) 文字上ノ修正ヲ出スハ特別ダガ「永賃借ノ解除ヲ請求スルヲ得」ト書イテ宜シイト思フ

民財二ノ一四八

(村田委員) 賃借人ト云フカアリ、前ハ永借人デアリマス

(栗塚報告委員) 前カラ皆左様ニヤリマシヨウ

(委員長) 文字ガ同シニナレハ一定ニシテ宜イ此條ハ宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「賃借」ヲ「永賃借」ト修正スルコトニ決ス

第六百八十二條朗讀ス

第六百八十二條 賃借ノ滿了又ハ其解除ニ當リ賃借人ハ其土地ニ爲シタル植付及ヒ改良ヲ賠償ナクシテ遺シ置クヘシ
建物ニ付テハ通常ノ賃借ノ爲メ第六百五十六條ニ載セタル條例ヲ適用ス(同上第千五百六十六條)

(委員長) 之モ宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第六百八十三條朗讀ス

第二款 地上權

第六百八十三條 地上權トハ他ノ所有者ニ屬スル地上ニ於テ建築又ハ樹木若クハ竹ノ植付ヲ完全ナル所有權ニテ占有スルノ權利ヲ謂フ

(村田委員) 之ハ竹木杯ハ遺入ルノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 立派ニ分ル、此條ハ宜イ様ダカラ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第六百八十四條朗讀ス

第六百八十四條 地上權ハ不動産ノ所有權ヲ得取シ及ヒ轉付スル通常ノ方法ヲ以テ之ヲ設定シ及ヒ之ヲ轉付ス

(委員長) 「轉付」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 「トランスノットル」ト云フ原語ヲ聞テ飛ンテ

移付スルト云フノテアリマス、東京ノ町家丈ケハ能ク地上權ヲ分ルノテアリマス

(委員長) 之モ宜カロウカラ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第六百八十五條朗讀ス

第六百八十五條 地上權設定ノ當時既ニ其土地ニ建築ノ存スルトキハ其設定證書ノ基本及ヒ方式ト公示トハ場合ニ隨ヒ有價又ハ無價ノ名義ヲ以テスル不動産移付ノ一般ノ規則ニ從フ

(尾崎委員) 「基本及ヒ方式」ト云フハ如何ナルコトテスカ

(栗塚報告委員) 「基本」トハ能力ガアルトカナイトカ契約者ガ一丁者テアツタトカ、瘋癲人テナカツタトカ、又ハ社會ノ秩序ヲ紊スル様ナモノテアツタト、云フノテアリマス

(鶴田委員) 「公示」トハ

(栗塚報告委員) 之ハ不動産ノ賣買ナレハ、區役所トカテ、登記
 シナケレハナラヌトカ、何日ノ間公示シナケレハナラヌトカ云フ
 コト「方式」ト云フハ書キ方テ御座イマス
 (松岡委員) 「基本」ト云フハ「能力」ト云テハ足ラヌカ
 (栗塚報告委員) 足リマセン、適法テナケレハナラヌト云フコト
 ハ基本テ御座イマス
 (村田委員) 「基本」ト云フハ宜クナイ
 (清岡委員) 「當時」ト云フハオカシイネ
 (栗塚報告委員) 「設定ノ時既ニ」ト云フヨリモ「當時」ト云テ
 「トキ」ト云フノト同シニ見テ宜イ
 (清岡委員) 「當時」ト云フト既往ノコトヲ云フ字ダカラ
 (栗塚報告委員) 設定ノ當時ナレハ既ニ當時トナルテシヨウ
 (清岡委員) 將來カラ既往ヲ看ルトキハ當時テ分ルガ、下ノ方ニ

當時ト云フコトハ多クハ書カヌダロウ
 (栗塚報告委員) 「既ニ」ト云フハ、トキニ家ガアツタラハト云
 フ意味テ御座イマス
 (委員長) 設定ノ當時ト云フコトハ能ク分テ居ル
 (尾崎委員) 宜イテシヨウ
 (栗塚報告委員) 「相續」ト「相續物」ト云タ様ナモノテ「建築
 」ト云フハ建築ヲ爲ストキモト兩方含マセタ字テ御座イマス、建
 築物ヲ爲スト云フノト、建築ヲ爲スト云フノト同シテ御座イマス
 (委員長) 一定ニシナケレハナラヌ「物」ト書イタトキト「建築
 」ト書イタトキト、區別ガアツテハ往カヌ、翻譯局テ一定スレハ
 宜イ
 (栗塚報告委員) 此儘テ御置キテ願ヒマス
 (鶴田委員) 「移付」ト何ノ位違ウカ

(栗塚報告委員) 土地ニ建築ノ存スルトキ、物ヲ賣ツタリスルハ如何スルノカ、當リ前ノトキハ、有價無價ニテ、不動産移付ノトキハ一般ノテ御座イマス

(鶴田委員) 建築物ノ存スル丈ケ違ヘテ居ルガ通常ニ關スルナレハ前條ヲ以テヤラナケレハナラン

(南部委員) 前ニ「轉付スル通常ノ方法ヲ以テ設定シ轉付スルト云フノカ、書面ヲ以テ設定スルトカ、轉付スルニハ或ハ事故ニ因テ轉付ガ出來ルノテス

(委員長) 前ハ地上權ヲ云ヒ、後チハ地上權設定セヌモノハ品物丈ケチ移付スル場合ヲ云フノダ、之ハ既往ハアツテモ宜イノタ

(鶴田委員) 別段異論ハアリマセン
(委員長) 先ヘヤリマセウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百八十六條朗讀ス

第六百八十六條 地上權者其讓受ケタル建築又ハ植付ノ存スル地面ニ應シテ土地ノ所有者ニ毎年ノ納額ヲ拂フヘキコトヲ設定證書ニ定メタルトキハ其權利及ヒ義務ハ此事ニ付キ通常ノ賃借ノ爲メニ上ニ定メタル修例ニ從フ但下ノ第六百八十八條ニ定メタル如ク建築又ハ植付ノ時期ニ關シテハ此限ニ在ラヌ
建造スル爲メ又ハ植付ヲ爲ス爲メ土地ヲ賃借シタルトキモ右ニ記載シタル納額ニ關シテハ亦同シ
(修正) 「毎年」ヲ「定期」ト改ム

(村田委員) 之ハ修正カ宜シイ

(清岡委員) 私ハオカシイト思フ

(栗塚報告委員) 「定期」ト云ヘハ毎年モ導入ルカラ

(松岡委員) 「毎年」ガ宜イ

(清岡委員) 毎月拂フコトモアロウシ、又二ヶ月毎ニ拂フコトモアロウシ、四ヶ月ニ拂フコトモアロウカラ

(栗塚報告委員) 年々幾ラト定メテモ月々定メハ申セマス

(清岡委員) 六百八十一條ハ毎年拂フヘキト云フカ

(栗塚報告委員) 永借テ御座イマスカラ毎年ト思テ居ル

(清岡委員) 之ニシテモ年々幾ラト必ラス定メナケレハナラヌト云フコトハナイカラ

(南部委員) ソレタカラ「定期」トシタノテアリマス

(清岡委員) 上ノ方ハ改メテ宜サソウナモノテス

(松岡委員) 上ハ年ト云フカ一般ラシイ、此方ハ普通チ云フト、月ガ多イ位テアリマス、併シ田舎ヘ行ケハ一年モ半年モアルカラ「定期」ト云ヘハ宜イ

(清岡委員) 修正スル程ノ理由ハアリマスマイ

(松岡委員) 「上ニ定メタル」ハオカシイ

(栗塚報告委員) 「下ニ」トシテモ分ランコトハナイ

(南部委員) 「上ニ」ト云フタカラ「下」ト云フ字カ出タノテアリマス

(委員長) 「譲受ケ」ト云フ字ハ、總テ買受ケモ唯タ賣タモ皆ナ道入ルカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 地上權ハ植物カ建物ノ外ハナイカ

(栗塚報告委員) ナイノテアリマス

(松岡委員) 植物カアリマシヨウカ

(委員長) アリマシヨウ

(栗塚報告委員) 地ノ上ニ地上權ガアルノテス誠ニ少イガ、東京ノ市中ハ誠ニ能ク當リマス

(委員長) 家カアルトカ、植物ガアルト踏易ヒカ其外ニモアリソ
ウナモノダ

(村田委員) 皆動クモノラシイ

(尾崎委員) 池チ堀テ掘テモ掘ウコトハ出来マセンカ

(栗塚報告委員) ソレハ地上權テハアリマセンソレハ地下權テア
リマス、之ハ先ツ家テスナ

(松岡委員) 家屋ニナルト、東京ノ如キハ極ク宜イガ、樹チ植ヘ
ル爲メ、竹チ植ヘル爲メニ、必要ト云フコトハナイ様テス

(尾崎委員) ケレトモアル方カ宜イ

(委員長) 「毎年」ト云フノチ「定期」トスルカ

(尾崎委員) 「定期」カ宜ウ御座イマス

(委員長) ソレナラ修正シマス

(清岡委員) 「下ノ」丈ケハ制テハ如何テス

(松岡委員) 三百坪借りテ二百坪ノ家チ建タカ跡ノ百坪ハ何モ作
ラナイノハ

(栗塚報告委員) ソレハイケナイ、建テナケレハナラヌ建テ始メ
テ生スルノチアリマス

(松岡委員) 然ルトキハ庭ニシテ置クノハ永賃借テモ何テモナイ

(清岡委員) 無用ノ様ニ思ハル、ネ

(栗塚報告委員) 東京テハ地上權ノナイ爲メニ踏ヒ目ニ遇ヒマス

(村田委員) 地所チ作りテ家チ建ルモノハ、皆地上權テアリマス

(松岡委員) 納額チ拂フヘキチ納スト、通常ノ權利ト違ハヌネ

(委員長) 格別論カナケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百八十七條朗讀ス

第六百八十七條 既ニ爲シタル建築及ヒ植付ニ於ケル地上權ノ

設定ニ際シ從トシテ之ニ屬スル周圍ノ土地ノ部分ヲ明記セサルトキハ地上權者ハ建築ノ周邊ニ於テ其建坪ノ全面積ニ均シキ土地ノ部分ニ付キ權利ヲ有ス此地面ノ配當ハ鑑定人チシテ土地及ヒ建物ノ面形ト建物各部ノ用方トヲ斟酌セシメテ之ヲ爲ス

樹木又ハ竹ノ植付ニ關シテハ地上權者ハ最長大ニ至リタル外部ノ枝ノ陰蔽スルコトアルヘキ部分ニ付キ權利ヲ有ス

(修正) 末項「樹木又ハ」ノ四字ヲ刪リ「竹」ノ下「木」ノ一字ヲ加フ

(南部委員) 「竹木」ト直リマス

(松岡委員) 契約證書ノ設定トハナリマセンカ

(南部委員) 明記セヌトキノコトヲ云フノテス

(松岡委員) 初メハトウシテヌルノカ、八十四條五條カラ決シテ

來ルト、箇様ナルコトカ出來ルダロウガ

(村田委員) 末項ハ妙ナモノデアリマスネ

(松岡委員) 註ニハ妙ナコトヲ言テ居ルガ、樹ヲ植ヘタトキハ地上權ハアルハ物丈ケト思フガ左様テハナイ、根ヲ定メ様フト思フガ根カ分ラヌカラ、見ヘル所ノ枝ヲ定メタト云フガ理由ガアロウカ

(尾崎委員) 唯ダ珍ラシイ丈ケテ害ハナイ

(委員長) 宜シケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百八十八條朗讀ス

第六百八十八條 既ニ爲シタル建築又ハ地上權者ノ爲スヘキ建築ニ付キ設定證書ニ地上權ノ時期ヲ定メサルトキハ其權利ハ右建築ノ時期ニ均シキ時ノ間設定シタルモノト推測ス但其建

築ノ大修繕ハ土地ノ所有者ノ承諾アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

既ニ土地ニ植付アリ又ハ上ニ記載セル如ク地上權者植付ヲ爲スヘキトキハ地上權ハ樹木ヲ採伐スル期節又ハ其有用ナル最長大ニ至ルヘキ期節マテ引續ク爲ノ之ヲ設定シタルモノト看做ス

其他地上權ハ通常ノ賃借權ト同一ナル原由ニ因リ消滅ス但土地ノ所有者ヨリ爲ス賃借了終申入ヲ除ク

地上權者ハ一ヶ年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未タ拂期限ノ到ラサル一ヶ年分ノ年賦金ヲ拂フトキハ常ニ賃借了終ノ申入ヲ爲スコトヲ得

(修正) 初項但以下左ノ如ク改ム

但其建築物ニ付梁柱基礎等ノ改造ノ如キ大修繕ハ土地ノ

所有者ノ承諾アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(南部委員) 一項ニ修正カアリマス

(清岡委員) 「大修繕」トスルコトハ出來マセンカ

(栗塚報告委員) 著シキモノヲ掲ケタラ分ルタロウト思ヒマス

(清岡委員) 「改造ノ如キ大修繕」ト云フト、外ノコトハシテモ構ハヌト云フノカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(栗塚報告委員) 反對ノ結果ハ何時迄ト云テハ困ルカラト云フ旨意テ、此通り修正スルナレハ矢張り大修繕トシテ置ケハ、所有者ノ承諾アルニ非ラサレハ出來ナイカラ、其分カ宜イ、家根ガ割レテモ構ハヌト云フノハ悪ルイ

(南部委員) 然ルトキハ瓦カ壊ハレテモ葺キ替ヘルコトハ出來ヌ

(清岡委員) 大修繕ト云フト、土地ノ所有者ノ承諾ヲ經ナケレハ

ナラヌカ原按ノ旨意テス

(松岡委員) 大修繕ハ悉ク承諾シナケレハナラヌト云フト家根ノ
壞レモ天井ノ破レモ修繕サセナケレハナラヌトナルカラ

(栗塚報告委員) 兩方ノ利益ヲ計テ云タノテス

(松岡委員) 修正ハ宜イガ、修正ハ大キナモノヲ制限シテ見セル
様ニシナイト、修正ノ目的ヲ達ケス、却テ同シ結果ニナリハスマ
イカ、例ヲ舉ケタト云ヘハ「築柱、基礎何々大修繕」ト云ヘハ宜
イガ「如キ」ト云フト精神ニ反スルコトニナル

(村田委員) 其方カ分ル

(栗塚報告委員) ソレハ宜シイ、報告委員テモ具存ハ御座イマセ
ン

(村田委員) 佛蘭西テハ堅牢ナル樹林ハ、運入ラヌトシテアル

(栗塚報告委員) 續ケラレテハ瀧ラヌト云フノテス

(鶴田委員) 承諾セヌト云ハレルトトウスルカ

(清岡委員) 無暗ニ承諾セヌト云フコトハアリマスマイ

(松岡委員) アリマス

(清岡委員) 一方カラ云フト、左様ナコトモ或ハ無イトモ云ヘヌ
ガ、又一方カラ云フト梁柱基礎ヲ修繕セヌシテ、地界ニ鐵ノ棒ヲ
突イテ保存スルト云ヘハトウシテモ退カヌト云フ、何ノ様ニ破レ
テモ修繕スルコトハナラヌ、修繕カナラヌナレハ、鐵ノ棒ヲ突イ
テ維持スルトシテモ、承知セヌト云フトキノ道カナイノテス

(松岡委員) 鳥渡修繕シテ何時迄モ動かセヌト、地主カ迷惑致シ

マス

(栗塚報告委員) 借リテ居ル人カラ云フノテス

(清岡委員) 地代ヲ上ケルトカ、愈々地主カ置カヌト思ヘハ置カ

ヌ具合モアルタロウ

(村田委員) 賃借ヲ拂ハヌトキハ、三年ヲ待タス、解除カ出來ルカラ

(委員長) 修正ヲ容レルヤ否ヤ

(松岡委員) 修正ノ大體ハ宜イト思ヒマス

(清岡委員) 私ハ原接賛成デアリマス

(西委員) 修正カ宜イ

(鶴田委員) 修正ガ宜イ

(尾崎委員) 修正テモ宜イ

(委員長) ソレナレハ修正ヲ採リマシヨウ

(松岡委員) 修正ノ意味ハ「ノ如キ」ヲ存シタカラ床下、天井、

層根マテモ矢張り及ホスコトカ出來ルダロウ

(委員長) ケレトモ大修繕トアリマスネ

(栗塚報告委員) 松岡サンノハ大修繕ハ側ルノテス

(委員長) ソレハ容易ニ報告委員ヲ折合テハ行クマイゼ

(栗塚報告委員) 梁柱基礎ノ改造ハ六ヶ敷イ、土臺柱カ腐レ、ハ

イカスト云フノカ旨意ダカラ「ノ如キ」ハ除イテモ宜イ

(清岡委員) 日本ノ今日ヲ許リ見ルト左様ダガ、追々煉化石造モ

建テルカラ

(委員長) 「梁柱等ノ大修繕ハト」シヨウ

(鶴田委員) 「建築物ノ存立時間ニシテ」宜イ、下ハ「時間」ト

ハ云ハレナイカ

(尾崎委員) 「存続ノ時期」ト云フカ宜イ

(栗塚報告委員) 「存続」ハ宜イ

(南部委員) 宜イ

(鶴田委員) 「存続ニ均シキ時間」トシテ宜カロウ

(栗塚報告委員) 宜イ

日本學術振興會

(松岡委員) 樹木ノ採伐スル期節ハ竹ハ三年ニナレハ切ルカネ

(南部委員) 竹ハ宜シイ

(松岡委員) 三十年五十年テ、竹藪ノ枯レルコトハアリマセン

(委員長) 何年間借ルト云フ期限カアレハ宜イナケレハ竹ノ子ノ來年子ハ別ダトスレハ古イ竹ノ子ハ薶ルニ相違ナイ

(南部委員) スルト地上權テアルカラ竹ハ寧ろ除イテハ如何テス

(松岡委員) 竹ヲ植ヘテモ、中々二三年目ニ藪ニハナラヌ

(委員長) 竹藪ヲ借リテ作ルニ年限ヲ極メナケレハナラヌ、若シモヤレハ貸方カラ十年間トカ云フノテ貸ヌニ相違ナイ

(尾崎委員) 竹ハ除イテ宜イナ

(村田委員) 除クハ宜クナイ

(清岡委員) 竹ハ悉ク除テ宜イ

(栗塚報告委員) 木カアレハ竹モ置カナケレハナラヌテシヨウ

(清岡委員) 地上權ハ初ノカラ樹木丈クニシテ宜イ、殊ニ占有ニモ竹ハ無イノタカラ

(村田委員) 占有ニハ無イガ、竹ハ樹木ヨリ收益ガアリマシヨウ

ゼ

(南部委員) ソレテハ竹モ入レマシヨウ

(鶴田委員) 最長大ニ至ルマテト云フト、其上ハ取テモ宜シイカ

(南部委員) 左様テヌ

(委員長) 契約カアレハ、契約ニ從フカラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 「有用ノ最大長」トアリマス、有用ト云フ字ガアリマスカラ充分大キクナツタ意味テアリマス、委シク云ヘハ保存シテ置クニ及ハヌ、保存シテモ大キク利益ノナイト云フ時ヲ以テ限ツタノテアリマシテ其時限り止ムカラ切テモ宜イト云フノテアリマス、貯ヘテ置テモ金ノ價ヒチ増サヌト云フトキチ示シタト

註ニアリマス

(鶴田委員) 宜シイ

(委員長) 「年賦金」トアリマスハ如何ダロウ

(村田委員) 成程「年賦金」ハオカシイ様テス、年賦金ト云フト

一ケ年貸タカ幾ラ々々ヲ賦ニスルトナル、之ハ賃料タカラ「一ケ

年ノ借料」テ宜イ

(栗塚報告委員) 「借料」テモ宜イシ「賃料」テモ宜イガ「納額

」ト致シマシヨウ

(尾崎委員) 「納額」テ宜カロウ

(鶴田委員) 一ケ年ノ豫告ト云フコトハ

(栗塚報告委員) 賃借者ハテ御座イマスカラ分リマシヨウ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク議決ス

既ニ爲シタル建築又ハ地上權者ノ爲スヘキ建築ニ付キ設定

證書ニ地上權ノ時期ヲ定メサルトキハ其權利ハ右建築ノ存

続ニ均シキ時間設定シタルモノト推測ス但其建築物ニ付キ

梁杭基礎ノ大修繕ハ土地ノ所有者ノ承諾アルニアラサレハ

之ヲ爲スコトヲ得ス

第二項 「樹木」ハ「木竹」ニ修正ス

第三項 原按ニ可決ス

第四項 「年賦金」ヲ「納額」ニ修正ス

第六百八十九條朗讀ス

第六百八十九條 建築及ヒ植付ハ契約前ニ設ケタルモノト地上

權者ノ爲シタルモノトテ間ハス土地ノ所有者カ鑑定人ノ評價

ニ從ヒ其讓渡ヲ要求セサルニアラサレハ地上權者之ヲ收去ス

ルコトヲ得ス

地上權者ハ土地ノ所有者ニ先買權ヲ行フノ意アルヤ否ヲ述フ
ヘキノ催告ヲ一月前ニ爲シタル上ニアラサレハ前ニ記載シタ
ル植付又ハ建築ニ收去スルコトヲ得ス

第五百七十三條ノ此條ノ條例ハ右ノ場合ニ之ヲ適用ス

(修正) 初項間ハスノ下左ノ如ク改メ二項三項ヲ刪除ス

「其先買權ニ付テハ第六百五十六條ノ規則ヲ適用ス

(南部委員) 修正カアリマス、之ハ前ノ條ト同シコトカアリマシ
タカラテス

(村田委員) 之ハ是非修正ノ通りニシナケレハナラヌ

(委員長) 「一ヶ月前ニ爲ス」ト云フハ六百五十六條ノ催告ヲ爲
スト云フコトヲハナイカ

(栗塚報告委員) 六百五十六條ヲ引イテアリマス

(鶴田委員) 五十六條ノ賃借ノ終ルトキノコトヲスネ

(南部委員) 唯タ一月ガ十日ニナリマシタ、償却セントスル場合

ト此方ハ取去リニ着手スル場合テ同シコトヲアリマス

(鶴田委員) 之ハ期限ノアルニ、終リタル場合ナレハ宜イガ、其

前他人ニ賣ルト云フトキハ用ヒラレナイ

(南部委員) 賣ル場合ニ適用スルノテアリマス六百五十六條ノ終
リタル場合テアリマス

(鶴田委員) 前ニハ償却スルト云フ字カアリマス

(南部委員) ソウ云ヘハ終ル場合テモ、償却スルコトモアルカモ
知レヌ

(委員長) 六百五十六條ヲ見タラ、專賣權ヲ賣買許リトハ見ヘマ
イカラ分リマシヨウ

(村田委員) 賃借ノ終ルトキテナケレハ出て來ナイ

(委員長) 分リマシヨウ修正ニ決シテ先へ行キマシヨウ

日本學術振興會

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百九十條朗讀ス

第六百九十條 此法頒布ノ當時ニ存在スル地上權ハ左ノ如ク之ヲ規定ス

時ヲ定メテ設定シタル地上權ハ其指定シタル時ト共ニ當然止ム

當事者定マリタル時期ヲ指定セス且右ノ當時ニ其執レヨリモ式ニ違ヒ賃借了終ノ申入ヲ爲サ、リシ地上權ハ第六百八十八條ニ從ヒ建物ト等シク引續ク

右何レノ地上權モ第六百八十九條ニ規定シタル先買權ニ從フ(修正) 第二項ヲ左ノ如ク改ム

當事者定マリタル時期ヲ指定セサル地上權ハ第六百八十八條ニ從ヒ建物ト等シク引續ク

(果報報告委員) 之ハ修正ヲ致シマシテ「當事者定マリタル時期ヲ指定セサル地上權ハ」トナルノテアリマス

(南部委員) 原按ノ通りニ致シマスト習慣ニ反スル譯テアリマスカラ修正致シマシタ

(尾崎委員) 初メノ項ハ、彼ノ御入用次第何時ニテモ明渡スト云フハ東京一般ノ慣習ニシテ居ルガ左様ナルモノハ前ノ條ヲ當然止ムトナルカ

(南部委員) ソレハ事實ニ因リマシヨウ、果シテ此ノ契約ヲ以テ同シコトニ定メテアリマス地上權ナレハ適用致シマシヨウ、併シナカラ左ノ場合ニ於テト餘計ナ文句ヲ書入テ居ルケレトモ、實際住所トシテ立退クコトカナイトナレハ一種ノモノタカラ此處ヲ適用スルコトハ出來マスマイト思フ

(尾崎委員) 適用ハ出來マスマイト思フガ、之ヲ明カニシ度イト

思フガ仕様ハナイカネ

(南部委員) 陽ハニハ言ヘヌ様ニ思ヒマス、殊ニ又ソレ一年ノ間

必ラヌ立退ク主意ヲ貸借シタノテアルカラ裁判官ノ認定ニ任ヌヨ

リ外ハアリマスマイト思フ

(栗塚報告委員) 縦令箇様ニ書イテアロウトモテス

(尾崎委員) ソレハ苦情ノ起ル基ニナル、今東京ノ家ハ御入用次

第返ヘヌ契約カアルニ、此法律カ出レハ御前ハ立退イテ下サイト

云ハレテモ仕方カナイ様ニナツテ大變ナコトニナル

(委員長) 三年間ナレハ三年間ト云フコトカ定メテアレハ法律ノ

爲メニ妨ケハナイ

(尾崎委員) 御入用次第ト云フト、入用ニナツタ場合ノトキニナ

ルカラ困ル

(委員長) 定マツテ居ラヌカラ未ダトキハ云フモノテハナイ

(栗塚報告委員) 裁判官ノ認定ニ任ヌヨリ外ハアリマスマイ

(清岡委員) 私ハ修正ハ大不同意デアリマス

(南部委員) 裁判官ノ認定ニ任ンテ宜イ、一定シテハ不都合デア

リマス

(委員長) 結局ハ左様ダロウカ、東京ノ慣習ニシテモ御入用ノ節

ハ何時ニテモト云フハ、無期限同様デアリマス

(南部委員) 併シナカラ何方カ明カニ契約シテ、何年何月迄ニ立

退キマシヨウト云タニ違イナイカラ、矢張り當事者ノ意思ヲ認定

シテ裁判官カ認定スルヨリ外ハアリマスマイ

(栗塚報告委員) 縦令今日迄ノ慣例ニ左様ニ書イテアロウトモ、

意思ハ左様テハナイ、鳥渡立退ケルモノテハナイ、若シ立退ク意

思ナレハ裁判所テハ許スト云フ今日ノ有様デアリマス已ニ芳川東

京府知事ノトキ高輪近所ノ地面ヲ買ツタ所土蔵ノ二箇モアル質屋

チ立退カセナケレハナラヌ、買主ノ芳川カ訴ヘタトキ證文ガアツ
タカ、其證文ニ何時ニテモ立退クト云フ證文テアツテ寛政年間ノ
證文テアツタカ、其時分カラ今日迄立退クト云ハスニ於テハ、立
退クト云フ權利チ拋棄シタモノト云ハナケレハナラヌトナリマシ
タ

(尾崎委員) 近頃大審院ノ裁決テモ、入用次第トアツテモ立退ケ
ト云フコトノナイ様ニ裁判スルノテス

(清岡委員) 裁判ハ人民ニ對シテ左様ニ云ヘルガ、官廳ハ如何ダ
ロウ

(南部委員) 官廳ハ別テ御座イマス、併シ裁判ノ場合チ論シテモ
無駄テアリマシヨウ

(清岡委員) 時チ定メテ指定シタノタカラ、時ト共ニ止ムハ一言
モナイ話テアリマス

(尾崎委員) 今申スノハ御入用次第トアルト、入用ガ即チ時期テ
アルト論スルコトモアロウ然ルトキハ當然止ムノナツテハナリマ
セン今委員長ノ云フ通り定マラヌモノタト云フコトナレハ宜イ
(栗塚報告委員) 之ハ報告委員テモ論カアツテ、如何ナルコトカ
書イテアロウトモ、意思ハ何レニアツタカラ見ルコトニシナケレ
ハナラヌ、就中東京カ左様テアリマス

(清岡委員) 地稅テ上ルカラ自然居ラレヌ様ニナル

(尾崎委員) 所カ無關ニ上ケ様トシテモ承知セヌ

(委員長) 先ツ修正ハ如何テスカ

(松岡委員) 修正ノ前ニ、先ツ以テ日本ニ於テ地上權ト云フハ如
何ナルモノテアルカ、此後地上權ト云フコトカ出來ルカ知レヌケ
レトモ、先ツアルマイト思フカ

(栗塚報告委員) 名ハ箇様テナクツテモ事實アルカラ

(委員長) 若シ地上權テナケレハ無クテ宜イ、若シアツタラハタ
 (松岡委員) 歴シ付ケタ様ニ聞ヘヤセンカネ
 (委員長) 松岡サンノ云フノハ地上權ト認ムヘキモノカト云フノ
 テスカ

(松岡委員) 判然地上權ト云フモノハ如何ナモノカ見當リマセン
 今ノ借地人トシテアルカラ明カニ地上權ト名チ付ケルノハ如何カ
 ト云フノテス

(南部委員) 地上權ト認ノルノハ宜カロウ
 (委員長) 「地上權ト認ムヘキモノハ云々」トシテ宜イカ
 (南部委員) 左様スルト「永借權ト認ムヘキモノハ云々」トシナ
 ケレハナラヌカラ

(清岡委員) 「地上權ハ」ト云フハ如何ニモオカシイ
 (南部委員) ソレチ云フト、占有權ト云フモ日本ニハナイカラ

(鶴田委員) 修正テ宜サソウナモノテス

(尾崎委員) 修正テ宜シイ

(委員長) 地上權ノ説キ明シハ六百八十三條ニアリマス、此通り
 ニシテ居ラヌト、當時存在スルハ地上權トハ云ハレナイカラ、此
 通りノモノカナクツテ定期ノ約束アラサルモノハ法律テ支配サレ
 ナイコトニナル

(南部委員) 本統ノモノナレハ、是レ丈ケノモノハアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 他人ノ地面ニ家チ建レハ、皆地上權ト云テ宜イ

(委員長) 土地所有權ノ如ク、借リテ居ル地面チ所有地ノ如ク支
 配スルハ不當チハナイカモ知レヌ

(村田委員) 家チアリマス

(委員長) 家丈ケテスガ、土地ノ上ヘ建タ人ガ、土地チ持タ人ト
 同様ノ支配チ受ケルカラ地上權テシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 解釋通りノモノカナイト法律カ適用サレヌ

(栗塚報告委員) 裁判官ハ看做シテ認定致シマヌカラ

(村田委員) 地上權ト認ムルモノト云テ宜イテハナイカ

(栗塚報告委員) ソレハ法律ヲ認メルノテナイ認ムルハ裁判官ガ認ムルノテアリマス

(委員長) 我輩ノ考ヘルニ裁判官ガ困ルタロウト思フ、前ニ「デフニーション」カナケレハ宜イガ、兵隊ガ、草鞋ヲ穿イテ、股引テ竹籠ヲ持テ居ルヲ兵隊ト見ル、今度ハ法律ノ頒布ノ當時ニ於テ存在スル地上權ハ其兵隊ガ鐵鎗ヲ持テ居ルコトニナル、ソレヲ裁判官カ見分ケナケレハナラヌ、ソレヲ矢張り兵隊ト裁判官ガ云フノタケレトモ元ノ「デフニーション」ガ草鞋ヲ穿イテ竹籠ヲ以テ居ルノカ兵隊ノ性質テアルトナツテ居ルカラ「デフニーション」

カ合ハヌタロウ、箇様ナルモノヲ以テ愈々兵隊ト云フハ裁判官モ困ルタロウ

(栗塚報告委員) 貸借權ト云フモノハナイノダカラ賃屋ヘ物ヲ入レルハ、動産質ト云タカ、今ハ唯タ質ト云テ居ル、動産質ト云フハ今迄ノ質テアリマス、不動産留置權トカ、先取特權トカ、新ラシキ名ヲ出シテモ今日爲シテ居事實ト合ウヤ否ヤ、取捨シナケレハナラヌト云フコトハ分ラヌ、事實ヲ以テ法ニ當候ノルカ宜シイ

(松岡委員) 名ハ如何テモ宜イカ、箇様ナルコトヲシテ居レハ斯ノ如キ名ヲ付ケルト極メタノテアリマヌカラ、仕様カ違ウト、具合力悪イノテス

(鶴田委員) 之ヲ裁判官ニ任シテ宜シイ

(松岡委員) 然シテ仕舞ヒハ效能ガ薄クナル

(委員長) 八十三條ノ土地ノ面積ハ如何ダロウ

(栗塚報告委員) 八十三條丈ケテ跡ハ地上權カアレハ箇様ナルモノモ入レル丈ケテアリマス

(松岡委員) 地上權ハ宜クナルカ、八十四條テアリマス

(栗塚報告委員) 所有權ト云フモノハ、完全ナル所有權チ云フノテス、兵隊ナレハ今日鐵鎚チ持テ居ルモノモ、往昔ノ鐵チ持テ居ルモノモ同シテアリマス

(松岡委員) 何々シテ居ルモノハ兵隊ト云フト、住ンテ居ルモノハ即チ兵隊テアリマス

(清岡委員) 之ハ起接者ハ左様ナル意味テハナイカト思フ

(栗塚報告委員) 日本ノ最モ古クカラ地上權ノ行ハレテ居ルハ何故カナレハ家賃ハ高シ、又家チ建ルノハ輕ク出來ル又火事ノアルニモ拘ハラヌ木チ造ルカラ他人ノ地面ノ上ニ建ルコトカアル自身

ノ爲メテモアルカ知レヌガ日本租地上權ノ多クアル國ハナイト起案者ガ云フテ居リマス之ハ事實ガアルカラテス、詰リ他人ノ土地ノ上ヘ家チ建レハ完全ナル所有者チ支配シテ居ルモノカ多イト見タカラテアリマス

(清岡委員) 事實ハアリマスガ、式ニ從ヒ賃借了終ノ申込チ爲サ、ル地上權ト云フハ何チ云フノテスカ

(栗塚報告委員) 後來ノコトチ云フノテアリマス

(清岡委員) 之迄ハ賃借了終テ行カナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 之ハ早速改ノマヌル、此間モ日間ト譯セハ宜イノテシタカ不注意テアリマシタ

(清岡委員) 賃借了終チ申込ト云フハ如何ニモ分ラヌ

(栗塚報告委員) 之ハ「賃借權了終申入」ト直リマシタカラ

(委員長) 現在地上權ガアルナレハ宜イ

(栗塚報告委員) 地上權ニ似寄りノモノカアツタラハ簡様ニスル
ゾヨト云フノテハ

(委員長) 賃借ト云フ如キハ人ノ今日云フ事柄ト違テ居ルハ兎モ
角モ是レヨリ地上權ト云フコトカアロウカ

(栗塚報告委員) 他人ノ所有スル土地ヘ家ヲ建テ完全ナル建築物
ヲ所有スルコトノ事實カアル以上ハ宜カロウト思ヒマス

(委員長) 家ニ付イテハ左様ダロウカ土地ニ付テハ賃借ト、裁判
官ガ見ルカモ知レヌ

(南部委員) 借地ト見ルテシヨウ

(委員長) 愈々地上權ヲ土地モ家モ共ニ見テ、地上權ト見ラレル
カ如何カ

(鶴田委員) 總テ東京ノ家ノ建テタ所ハ地上權ト云フノテアリマ
ス

(委員長) 土地ニ存在スルヤ否ヤト云フノテ確カニ認メラレナイ
モノハ認メラレナイ様ニ書クカ實際ニ適合スルテアリマシヨウ、
之ヲ書クニ書カレヌコトハナイケレトモ、地上權ハ皆兩方ニ固着
スルカモ知レヌ

(南部委員) 左様ニナリマスマイト思ヒマス

(栗塚報告委員) 六百三十八條ヲ適合スルナレハ宜イ、ソレテ適
合シナイモノハ地上權テナイ土藏付キノ家ヲ持テ、東京市中ニ住
ム者ハ或ハ一方テ地上權ハナイ、賃借權テアルト云フ裁判ヲ下
スカモ知レヌ、其トキハ大審院ニ於テ地上權ト云フコトニナルノ
テアリマス

(委員長) 普通ヲスレハ地主ニ相談シナケレハナラヌトカ、或ハ
他ノ人ヲ住マセルニハ地主ニ相談シナケレハナラヌトカ、何ハ地
主カヌルトカ云フ様ナル慣習ガアツテ、是非地主ニ相談シテ示談

ノ上テ成ルノタカラ、完全ナル所有權トハ云ハレヌカモ知レマセ
ン

(栗塚報告委員) 其所ニナルト、此法律頒布ノ當時存在スト地上
權ノ見込ハナイノテス

(委員長) 私ノ見ルニハ裁判官ハ無イモノト見ルタロウ、ソレテ
モ宜イト云フナレハ一向構ハヌ

(栗塚報告委員) 詰リ裁判例テ、大審院ニ於テ地上權トナレハ今
日迄賃借シテ居ルハ賃借カラ生シテ居ル、土地ノ賃借テ、地ノ上
ヘ建タモノハ地上權ニナリマシヨウ

(委員長) 大審院迄來レハ分ルガ、一方ハ賃借ナリト云フ、一方
ハ地上權ナリト云フコトカ全國中ニアツテモ悪ルイ

(栗塚報告委員) 地上權ト裁判官カ認メタルモノハトシテモ結構
ナ話テス

(委員長) 此處ニ云ヒ盡シテ悪ルイト思フノハ、此處ハ法律ヲ認
メス政府カ存在スルト云フハ通言ト思フ、畢竟法律カ云フ間敷キ
コトヲ云フノタ

(栗塚報告委員) 「此法頒布ノ當時ニ在テ建築物ノ」トスルノテ
ス

(委員長) 地上權ト云フ字ヲ極メテ居ルカラ、地上權ハ何カ定メ
テナケレハアリ様ガナイ、頒布後ハ誰ニ向テモ言ハレルカ頒布前
ニ地上權カアツタト云ハレルヤ否ヤ

(栗塚報告委員) 有タト云ハレルト思ヒマス、恰モ賃借權ガアル
ノテ又借リテ居ル以上ハ使用モ出來、收益サセル義務トモ名ガ付
カス、又權利トモ名カ付カス、賃借ト云フ名カナクモ、事實定
メテ御座イマストキカアレハ賃借テ裁判スルモ同シテ、此法頒布
ノ當時ニ在テ、他ノ所有者ノ土地ニ屬スル建築物カアレハ地上權

トナリマスカラ、差支ナイ

(委員長) 例へハ山田顯義ガアルト、生レナカラ名チ付ケヌ、十年目ニ名ガ付イタトシテ、其前九年間ニ山田顯義チ爲シタル事柄ニ箇様ナルコトハ言ヘルカ

(栗塚報告委員) 言ハレマシヨウ、假令へハ貴君ハ何々チ爲シタル人テアルト云テ居ル、八十三條ニ地上權トハ何々ノ權利チ云フトアリマス、故ニ貴君ノ名チ以テ來レハ宜シイ

(委員長) 山田顯義ノ出來タ後ハ山田顯義ガ始メテ出ルガ、其前ハ權兵衛ヤラ、八兵衛ヤラ分ラヌニ、山田顯義ガ爲シタト政府カラ言ハレルカ

(栗塚報告委員) 私ハ申セルト思ヒマス

(委員長) 「當時某ハ何」ト云ハレルカ知レヌ

(鶴田委員) ソレハ言ハレマス貴君カ若シ名カ替ツテ、ソレハ山

田カ爲シタルノテハナイ、權兵衛ガ爲シタノタト云テ通カル、カ決シテ通カレハシナイ

(委員長) 事ハ通カサヌカ、政府カラハ名ノ付キタル當時カラテナケレハ認メラレマイ

(鶴田委員) 往キマス

(清岡委員) ソレハ往キマセン、大政官ハ十八年ニ内閣トナツタガ是迄ノ内閣トハ云ハレナイ

(南部委員) ソレハ組織カ違ヒマス

(栗塚報告委員) 内閣ハ政事チ總理スル所ト云フ、今度ハ從來ノ内閣ハト云フコトハ立派ニ云ヘマス

(南部委員) 然ウ云ハナケレハナラヌ

(村田委員) 之チ云ヒ出シテハ地役ノ所ニモ云ハナケレハナラヌ

カラ

(栗塚報告委員) 此法頒布ノ當時ニ在テ他ノ所有者ニ屬スル土地
ハ建築物ハ所有者ノ權利ニ關係ノモノト同シテス

(委員長) ソレナレハ宜イカ

(鶴田委員) 「頒布ノ當時ニアツテ第六百八十三條ニ定ムル權利
ヲ有スルモノハ」ト書イテモ同シニナル

(委員長) 全ク同シナレハ云ヘルカ

(栗塚報告委員) 全ク同シト見ラレマス、地上權ハ外ニ名ノ付イ
タモノカ御座イマシテ、六百八十三條ノ義解ニ違セヌモノタ、ソ
レヲ違シタモノト見ルナレハ私モ斷乎ト主張ハ致シマセンカ、併
シナカラ六百八十三條ニアリタルモノチ、地上權ト書イタ文ケテ
所有者ノ土地ヘ完全ニ所有スル物トノ權ト書イタト、同シテアリ
マス

(委員長) 到底解釋ハ同シト見テ自分チ益スルモノ丈ケテ地上權

民財二ノ一七〇

ト見レハ宜イ、眞ノ所有者ト云フモノハ別段ト解釋スレハ宜イ

(栗塚報告委員) 地上權ト譯シタハ之チ地借權トスレハ分リマス

テシヨウ、唯ダ名ガ新ラシイカラ心配カ出ル様テスカ「地上權」
チ「地借權」トシテ宜イテシヨウ

(委員長) 定義ニ依ルカラ縱令字ハ如何様ニ書イテアロウトモ裁
判官ハ定義ニ依ラスル

(鶴田委員) 今ノ借地トハ違ウ

(尾崎委員) 委員長カ御勸辨ニナレハ宜イ

(清岡委員) 私モ、オカシイト思フ

(松岡委員) 火元チ退キマシヨウ

(委員長) 腹カ減タ位チ退カレテハ困ルセ

(清岡委員) 私ハ三項ノ所ハ誠ニ困ルノテス、解釋ガ間違タカ知
レヌカ、修正ノ如クテハ時期チ指定セサル地上權ト云フカ、時期

日本學術叢書

ヲ指定セヌモノハ澤山アリマシヨウ、時期ヲ指定セヌモノハ建物ト同シク引續クコトニナレハ案外長イコトニナツテ、大迷惑ヲ受クルモノカ出來ル

(栗塚報告委員) ソレハ反對スル人ハ困ルテシヨウ、東京ノ馬喰町本町ノ大店ヲ見ルニ基礎ノ修正モシ様シ梁柱モシ様大概今日地上權ハ成立テ居ル、土藏ト云フ鹽牟ナル物ガアツテ永世不朽ニ借リテ居ルト云フハ東京丈ケノ慣習ニシテ大阪邊ノ人家ノ稠密ノ所ノ慣習ニナルト起案者ガ六百八十八條ヲハ暗クト云テモ、亦一方ヲ反對致シマス、併シナカラ土地ノ所有者ノ身ニナツテ見テモ、六百八十八條ノ精神ヲ考ヘテ見ナケレハナラヌ

(清岡委員) 貴君方ノ旨意ハ分テ居リマス、所カ之ハ時期ヲ指定セサルニ因テ例ヘハ地所ノ所ノ所有者ガ指定セヌトキハ何時テモ之ハ取レルト云フ位ノ積リテ居ル、所ガ其指定ヲシナカツタ爲ノ

ニ法律ガ飛ヒ出シテ直チニ其家カ潰レル、地上權ハ人ニ取ラレテハ困ツタ話テアリマス

(栗塚報告委員) 家藏ヲ建タモノヲ壊ハサル、コトヲ御考テ願ヒマス

(清岡委員) 此法律カ出タ爲ノニ直ク立退ケト云フコトハアリマセンカ

(南部委員) ソレハアリマス

(栗塚報告委員) 「地上權了終申入レテ爲サ、ル地上權ハ」テアリマスカラ

(清岡委員) 直ク立退ケト云フ様ナレハ此法律カ出ナイテモ立退ク様ニナリマシヨウ、松岡君ノ通りニスルト、其トキニ一旦捌カレテ仕舞フ精神ニナル

(栗塚報告委員) 左様ニナルカラ大變テス

(清岡委員) 上ノ方ハ時期ヲ指定シテアリ、之モ時期カ指定シテアルカラ當然止ムト云テモ、何時テモ立退クト云フノハ當然止ムト云テハ大變タ、此項テ時期ヲ定マセントキ、此法律カ出ナイテモ立退イテ呉レト云フコトハ出來様、時期ノ定メカナイカラ立退ケト云ヘハ云ヘルタロウ、併シナカラ賃借上法律カ教唆スルコトハアリマスマイ、若シ修正ノ如クスレハ時期ノ指定ノナイモノハ直チニ建物ト等シク引繼タカラ建物ハ中々容易ニ崩レナイカラ大變ニナル

(栗塚報告委員) 修正カ悪イノテヌカ、原案カ悪イノテヌカ

(清岡委員) 修正カ悪イノテヌ

(栗塚報告委員) 地上權ハ六百八十八條ニ從ヒ建物ト等シク引繼クトアルノカ悪ルイ様ニ聞ヘマス

(委員長) 清岡サンノハ「且右ノ」ヲ入レヌト時期ヲ定メテ居ラ

ヌモノハ、六百八十八條ニナツテ建物ヲ建テ居ル間ハ無輪動カヌコトカ出來ヌト云フコトニナルカラ、是迄ノ考ヘハ時期ヲ定メナイコトハ考ヘナイ、其コトハ出來ヌ様ニナルト云フ心配テアリマシヨウ

(南部委員) 實際裁判例ヲ御覽ニナツテモ時期ヲ定メナイモノハ

立退カセルト云フコトハアリマスマイ

(委員長) 相談ツクテハ、是迄ハ無契約テアツタガ、是レカラハ契約テ年々箇様ニヤリマシヨウ所カ此法律カ出レハ、法律ノ通りヤリマシヨウト云フモノカ出來様

(栗塚報告委員) 法律ガ智慧ヲ付ケルノハ當然テアルカ、此法律カ出タ爲メニ一方カラ申込シテ家藏ヲ壞ハサナケレハナラヌト云フノカ當然テアロウカ、ソレヲ目方ニ掛ケテ見マシタ所カ時期ヲ定メテ置カヌノハ何時テモ立退カセルト云フノテハナイ、

土蔵ノ續キ丈ケハ貸テ居ルト云フカラ、建テ居ル、若シ立退クナレハ權利ノ比例カ立タヌ、不朽ノ地上權ヲ持テ居ルモノハ、立退カヌ積リテ家藏ヲ建テ居ル「ボアソナード」ノ考ヘテハ、一方カラ立退イテ呉レト云フ慣例テアルト思テ居ル

(委員長) 此案ハ宜クナイケレトモ、尾崎サンノ仰シヤル様ニ御入用ノトキハ何時テモ立退クト云フノカ慣習ニナツテ居テ、裁判官カ立退カセヌテモ左様ナルコトカ慣例ニナツテ居ル、ソレ故ニ清岡サンノ考ヘモ起ルカト思フ

(清岡委員) 「ボアソナード」モ彼レ丈ケノ人テアルカラ、裁判例ヲ知ラヌト云フコトハアルマイ、箇様ナルコトニスレハ何所ノ國ニモナイ裁判例ヲ、サセルコトハナイ

(尾崎委員) 堅牢ナ物ヲ建テサセレハ、ソレカ朽チ果テル迄ハ借ルト云フコトニ見ナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ニ質問シマシタノハ、當時何方モ云ハナカツタカ時期ガ指定シテアレハ勿論指定シテナクツテヤツテ、ヤツタモノハ如何スルカ、賃借了終チ指定シタモノハ賃借ノ定メテナイ時期ヲ指定セヌモノ、内エ小譯ガアリソウナモノタ、其モノハ或ハ云ハヌ場合ガアロウカ、ソレハ行政法ヲ極メタカラ宜イ、ソレカラ借リタトキハ建タト云フ考ヘカアルカラ、ソレテ申入チ爲シタモノト云フ場合ハ起案者カ見テ居ラヌ、時期カ指定シテナクツテ申入チ爲サヌモノハ宜イガ、爲シタモノカアツタラハト云フノテ、行政法ヲ極メタラ宜イト云テ居リマス、報告委員テハ餘程合點ト申シテ居リマス

(村田委員) ソレハ、ソレニ違ヒナイ
(栗塚報告委員) 起案者ハ案外不注意テアリマスカラ、報告委員カラ突込シタノテアリマス

(村田委員) 修正テ宜シイ

(栗塚報告委員) 修正ヲ御採用願ヒマス

(委員長) 私ハ清岡サンノ説テ云ヘハ、何レヨリモ賃借了終ノ期限ヲ定メサリシ云々ト云ハナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 三日トカ、四日トカ定メタトキハ

(委員長) ソレモ云ハヌノテ、御入用ノ節ハ立退キマシヨウトアルカ、法律テハ無効トナルカラ此法律ガ出タラ立退カヌトナルカラ、其所カ違ウ

(南部委員) 消滅スレハ了終スル譯チアリマス

(委員長) 一年地代ヲ拂ハヌカラト云テモ、直ク行ケルト云フコトハ出来マセン

(栗塚報告委員) 公用ノ爲メ、物ノ同部ノ罷シタトキハ止ムト六百五十七條ニモアリマス

民財二ノ一七四

(委員長) 不履行ハ止ムタロウカ、一ケ年地代ヲ拂ハンテ建物ヲ

直ク裁判官ガ取除ケサセテ仕舞フコトハ出来マセンタロウ、故ニ清岡サンノ意モ少シハ取テ宜カロウト思フ、現ニ東京ノ慣習ハ何時ニテモ立退キマシヨウトカ云フコトカアルカラ貸主ガ直クニト云ハストモ、二、三年置ケハ取除カヌト思タ所チ、法律カ出ルト借主ハ大變懶惰ナ奴テ平常勝手次第ノ所業カアルト、地主カラ云フト困ル奴ガ居ルタロウ、何時カ機會カアツタラ約束シ様ト思テ居ル所へ、此法律カ出ルト、借り主先生ハ家ノ朽チル迄居ル、先キノ契約ガアツテモ無効ダカラ、何ト云テ來テモ、家ノ建チマシタ限りハ、法律上地主ガ地借主ヲ逐出スコトハ出来マセンコトカアロウト思フ

(栗塚報告委員) 當事者ノ契約テ時期ヲ定ムヘシテ御座イマスカラ、ソレハ效能ハ御座イマセン、當事者ノ定マリタル地上權ノ設

定ハ、此法律發布ノ當時特別ノ契約ヲ以テ時期ヲ定ムヘシ若シ時期カナケレハ、引續クヘシトアリマス、期限ノアツタトキハ法律ガ云ハンテモ宜イ、契約ハ當事者ノ自由テアリマスカラ、結果ハ同シテアリマス

(松岡委員) 其疑ノ起ルノハ三個アル、一ハ期限ヲ立派ニ定メテ居ル、即チ二項何時ニテモト云フノテス、何時ニテモカ無ケレハ全ク無期限テアル、第三ノ清岡サンノ云フノハ全ク無期限テハナイ、期限ヲ定メタノト、定メナイトノ中間ニ立ツモノ、捌キ方ニ關係シテ居ル

(清岡委員) 第二カラノ論ヲ御聽キ下サイ、尾崎サンカ心配サレタノハ東京ノ慣習テ、何時ニテモトアルカ、立派ナ家ヲ建テ、明日立退ケト云フコトハ出来ナイ、何時テモト云フノハ無期限ト同一ニ看做サナケレハナラヌト云フ様ナ所カラ來テ、立退クコトハ

ナラヌト裁判スルト云フ論テアル

(松岡委員) ソレハ違ツテ居ルヨ、裁判例ハ無期ノモノテハナイケレトモ、直チニト云フコトハ出来マセン、立退カントスレハ、引越料ヲ請求シ様トナル

(清岡委員) 何時ニテモト云ヒ、日數ノ定メカ無イカラ、即チ定メサルモノト看做スト云フ論テス、而シテ見レハ時期ヲ定メサルモノト看テ其者カ建タ物ト等シク引續イテ宜イモノテアリマシヨウカ、東京ノ廣キ繁昌ナル所ニ建物ヲ建テタカラト云テ、建物ト一緒ニ引續ク柄ト云フ料見ノモノ計リハアリマセン、中ニハ一時貸シテ、何時テモ立退クト思テ、従前ノ慣行模様ニ依テ見ルニ、五年七年位テヤツテ居ルモノテアル、所へ此法律カ出テ智慧チ付ケ建物ト一緒ニ引續クト云フハ大變貸タ者ガ困リ頗ル困難チ來シマス、又借りタル者ハ法律カ出タ爲メニ勢ヒチ得テ來ル、良シ地

代チ上ケ様トシテモ、我ハ建物ト一緒ニ等シク引續クト云フコト
ニナリ地代モ上ケラレナイ

(栗塚報告委員) ソレハ別問題デアリマス

(清岡委員) 其様ナル苦情カ出ル然ラハ地代チ引上ケ様トシテモ
今日迄ノコトテハ容易ニ上ケラレナイト云フコトニナツテ居ルカ
ラ、其建物ト引續カレルコトハトウモイカヌカラ、何トカ考ヘチ
シナケレハナラヌト思フ

(栗塚報告委員) 事實チ取テ箇様ナル事實カアルガ、之ハ如何ナ
ル條ニ當テ、適用スルト云フコトハ御止メ下サイ、今日箇様ナル
證文ノアリタルトキハ、只今ハ何ニ依テスルカト云フコトハ、大
審院長ニ御任セ下サイ、唯其定義チ定メテアレハ宜イ、ソレカラ
迷惑サノ秤リノ掛ケ方チヌ、大体七八年テ立退クト思テ建テサセ
タノハ一種ダガ家ノ朽チル迄ト云フモ一種テ御座イマシヨウ、默

テ建タトキハ地主モ、何時テモ立退カヌト思テ建テサセルタロウ
カ、或ハ家ノ續ク限り地面チ貸ヌ積リテ貸マシタロウカ、ソレハ
偶々不都合ノコトモアリマシヨウカ、何方ノ不都合ガ多イカト云
ヘハ、家藏チ壞ハシテモ此方ノ都合次第ト云ヘハ世ノ中ノ騒動ガ
多イ、又契約チヤルト云フカ、ソレハ契約ハアツテモ無クツテモ
同シテアリマスカラ此條ハ御座キ下サイ

(清岡委員) 賛成カナイカラ止メマシヨウ

(村田委員) 「建物ト等シク引續ク」トアリマスカ、竹木ハ如何
シマスカ

(栗塚報告委員) 同シコトテス

(村田委員) 六百八十八條ニ從フト云タラ、宜サソウナモノテス

(尾崎委員) 宜ウ御座イマセウ

(南部委員) 樹木ノ場合ハナイ

（村田委員） 有タトキハ如何シマスカ

（栗塚報告委員） 有タトキハ八十八條ヲ支配スル

（清岡委員） 竹木ハ宜カロウ

（委員長） 地上權ノ中ニ建物モ木モ竹モ遺入テ居ルト見レハ分ラ
ヌコトハナイ、修正ノ通りテ宜シウ御座イマスカ

（鶴田委員） 宜カロウ

（西委員） 修正通りテ宜イ

（委員長） 宜ケレハ修正ニ決シテ今日ハ是レテ置キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ他ハ原案ニ決ス

于時午後第七時閉會ス

民法 草案 按 第二編

第拾四回議事筆記

民法草案第二編第拾四回議事筆記

自第六百九十一條至第七百五十一條

明治二十一年一月十七日第午前九時開會

占有

(委員長) ヤリマシヨウ

第六百九十一條朗讀ス

第四章 占有

第一節 占有ノ種類及ヒ占有スルコトヲ得ヘキ物

第六百九十一條 占有ニ天然ノモノアリ又法定ノモノアリ

(栗塚報告委員) 「民法上」ト云フノハ「法定」ト直ス積リテアリマス、法律ヲ極メタト云フ意味ヲ御座イマス

(鶴田委員) 之ハ別段云フ所モナイ

(尾崎委員) ナイ

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第六百九十二條朗讀ス

第六百九十二條 天然ノ占有ハ有體物ノ保有ニシテ保有者カ此物ノ上ニ權利ノ何等ノ主張ヲモ爲サ、ルモノナリ

公有ノ財産ニ付テハ各個人天然ノ占有ノミチ爲スコトヲ得

伊民第六百九十條

(栗塚報告委員) 天然ノ占有ハ事實丈ケテ、權利上ニ關係ハアリマセン、權利ノ有ル無シハ論スル筋合テナイト云フノテス

(南部委員) 假令ハ此處ニ在ル硯箱モ天然ノ占有テアリマス

(鶴田委員) 前ノ方ガ分リ易イ様ニ思フ

(村田委員) 同シコトデアリマシヨウ

(西委員) 鳥渡分リ易イ様テス

(栗塚報告委員) 前ノヨリハ宜イト思フノハ天然ノ占有ハ有體物

民財二ノ一七八

ノ保有ナリト致シタ積リテス、併シ保有者ガ有體物ノ上ニ權利ハナイ、何等ノ主張ヲモナイ、之ヲ直譯スルト天然ノ占有ハ有體物ノ保有ナリト云フ意味テ御座イマス、ソレテ此者ノ權利ハ何等ノ主張モナキ有體物ノ保有ナリト云フタノデアリマス

(村田委員) 同シコトデアリマスネ

(栗塚報告委員) 同シコトデアリマス

(清岡委員) 主張ノ下ヘ「保有ナリト」入レテハ如何テスカ

(栗塚報告委員) ソウ云フコトテス「ニシテ」カラ「爲サ、ル」迄ハ實ハ外國文タト第二ノ文章ニシテ主タル文章ハ「天然ノ保有ハ有體物保有ナリ」ト書イタノテ御座イマス

(清岡委員) 明文デアロウ

(鶴田委員) 共有モ遺入ツテ居ルカ

(栗塚報告委員) 御座イマセン、之ハ所有權ノ内テ御座イマス

(南部委員) 併シ二人シテ持テ居レハ、占有テアロウ

(鶴田委員) 總テ此中ニ遣入ラヌネ

(村田委員) 併シ公有財産ハ誰テモ行クノタ、例ヘハ道路公園地ハ公共物ニシロ、自然ノ占有ダカラ

(鶴田委員) 彼レハ人爲テ天然テハナイ

(南部委員) 此天然ハ大變六ヶ敷イノテス

(栗塚報告委員) 天然ノ占有ノ場合ハ稀レテナイ隣リ同士トカ朋友間親屬間テ他人ノ物ヲ用ヒテ居ルコトハ随分アル、他人ノ傘ヲ借ルトカ、他人ノ風呂敷ヲ借ルトカ、又ハ他所ノ家ノ茶席ヲ使テ居ルトカ云フコトハ、眞ノ所有者ノ許可ナクシテ使テ居ルコトカアル、ソレハ殊ニ依ルト所有者ガ知ラヌコトカアル、併シ使テ居ル人モ自分ノ物ニシ様ト云フ念ハ毛頭アリマセン權利ガアルテモナイ、ソレカ自然ノ占有テス、親類ノ者ノ風呂敷杯使フノハ自分

ノ所有テハナイ、又使ウコトノ許シテ受ケテ居ルノテモナイ若シ使用貸借テアツタトカ、又ハ他人カラ預ケタ物テアルトキハ天然ノ占有ニハ相違ナイ、併シナカラ其トキハ假ノ占有ト云フテ、天然ノ占有テモ、假ノモノテアリマス

(鶴田委員) 妙ナコトヲ法律ガ教ヘルノタナ

(南部委員) 自然ノ天然トハ違ウ

(尾崎委員) 今時稀レニアルハ書物杯ヲ祖父ノ代ヤラ借リテ迂濶ト持テ居ルモノカアル、自分ノ物ト思テ持テ居ルカ、ソレハ占有ト云ハナケレハナラヌ、實ハ我が持テ居ルモノテモ、由來ノ分ラヌ物ヲ持テ居ルコトカアル

(栗塚報告委員) 權利アル場合ハ法定ノ占有テナケレハ權利ハ生シナイ、使用貸借杯ハ假ノ占有テ、ソレハ先キへ行クト自然ニ分テ來マス

(鶴田委員) 無形物ヲハナカロウカ

(栗塚報告委員) ソレハ御座イマセン、法定ダトアリマス、法定ノ占有ハ次ノ條ニ御座イマス

(鶴田委員) 日光ノ當リガ良クシテ、他人ノ陰ニナラヌ様ニスルハ法定テスカ

(栗塚報告委員) 法定ノ占有ハ權利ノ效用ノ占有テ御座イマス、天然ノハ權利ト云フコトハナイ斷リ公有ノ財産ニハ往來杯チ歩行シテ居ルハ天然ノ占有丈ケテ、權利ハナイノテス

(南部委員) 分共ノ物ハ使用ガ人々屬シテ居ル丈ケテスカラ「物」ノ方カ宜イ

(栗塚報告委員) 「財産」ト云フハ改メテモ宜イノテス

(委員長) 財産ト云フコトヲ書キ換ヘルナレハ「ボアソナード」ニ開イテ換ヘタ方ガ宜イガ、財産ト書イタ方ガ見テクレハ宜イ

(栗塚報告委員) 「財産」ト書イテモ矢張り「物」テス

(委員長) 「物」トシテ又「權利」トシタノハ困ル

(栗塚報告委員) 五百何條カニ「遺棄シタル財産」ト云フチ「物」トシタモノモアリマスカラ

(尾崎委員) 宜ウ御座イマシヨウ

(栗塚報告委員) 財産ト書イテアツテモ、權利テハ御座イマセン

(西委員) 「物」トシテ宜イテシヨウ

(委員長) 宜ウ御座イマスカ、ソレナレハ序ガアツタラ開ク様ニシテ「物」ニシテ置キマシヨウ「財産ハ權利ナリ」ダカラ「ボアソナード」モ一言モアリマスマイ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「公有ノ財産」チ「公有物」ト修正シ他ハ原案ニ決ス

第六百九十三條朗讀ス

第六百九十三條 法定ノ占有ハ有體物ノ保有又ハ權利ノ行用ニ

シテ自己ノ爲メニ之ヲ有スルノ意思アルモノナリ（第二千二百二十八條）

總テノ權利ニ付テハ物權ト人權トチ間ハス法定ノ占有チ爲スコトヲ得スコトヲ得其種々ノ效力ハ場合ニ從ヒ下ニ定ムル如シ

人ノ身籍ニ適用スル占有ハ第一編ニ之ヲ規定ス（第三百二十二條乃至第三百二十二條）

（修正） 未項「籍」ヲ「分」ト改ム

（栗塚報告委員） 此處ヲ云フ占有ハ事實許リテハナイ、權利ヲ行ヘハ則チ占有ト云フノテ、之ヲ有スル意思アルト云フノカ必要テアリマス、意思カ無ケレハ天然ノ占有テアリマスカラ

（村田委員） 法定ノ方ニハ、無形物ハナイノテアリマスネ

（栗塚報告委員） 左様テス

（清岡委員） 權利ノ行用ハ、上ノ方テ有體物ノ保有又ハ權利ノ行用ト云フ様ナ譯ニ繫ツテ鳥渡見ルト、有體物ノ保有ト又有體物ノ權利ノ行用ト云フ様ニモ見ヘルカ固トヨリ左様テハアリマスマイガ

（栗塚報告委員） 前ノ例ト同シテ、法定ノ占有ハ有體物ノ保有ナリ又權利ノ行用ナリ、意思ガ自分ノ爲メニ其有體物ヲ保有スル意思アリ、又ハ權利ヲ自分ノ爲メニ行フ意思アル保有ナリ、權利ノ行用ナリト云テ居ルノテアリマス

（清岡委員） 權利ノ行用ト云フト、無形物ニ屬シテ居ルノテスネ又有體物ノ上ニ付イテモト云フノテシヨウ

（栗塚報告委員） 左様テス併シナカラ有體物不有體物ノ權利テハ、御座イマセン、有體物ノ保有ハ一ツアリマスノテ、有體物ノ保有ニシテ、自己ノ爲メニ保有スル意思アルモノカ、又法定ノ占有ガ

權利ノ行用ニシテ、自己ノ爲メニ之ヲ行フノ意思アルモノナリト云フコトニナツテ居ルノテアリマス

(松岡委員) 良ク出来テ居ル

(栗塚報告委員) 彼人ガ熱心ニヤツタノテス

(清岡委員) 一字モ制ル能ハスタ

(松岡委員) 此處等ニ至タラ彼奴等ハ強イナ

(村田委員) 「身籍」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 之ハ「身分」ト改メマシタ、実作今村私ト三人ヲ拵ヘタ「身籍」ト云フ字ダカラ主張シマシタカ何フモ身籍トハ

云ハシマセン

(村田委員) 此處ニ「身籍」ト云フハ、オカシイ

(栗塚報告委員) 身分トハ社會ノ段階ノ上ニ云フノテ、平民華族ト云フ上ニ使ウ字ダカラ「身籍」トヤツタノテアリマス

(南部委員) 「籍」ノ字ハ弊ガアロウト思フ

(村田委員) 身分ノ内ニ二通りアル「身籍」「身分」トモ云フカラ、矢張り「身分」テ宜イ

(栗塚報告委員) 身分ハ何テ御座イマス、平民テ御座イマスト云フカラ卑シクサセナイ様ニト思テ「身籍」ト致シマシタカ「身分」ガ宜イ様ニ思ヒマス

(清岡委員) 「身分」ガ宜シイ

(村田委員) 「身分」ガ宜シイ

(委員長) 「身分」テ宜ウ御座イマスカ

(栗塚報告委員) 起リハ妾テアツタカ知レヌカ女房ガ占有シテ居ル亭主モ女房ト思テ居ル、又子カ自分ノ子テナイカ分ラヌカ、世間テハ某ノ息子ト云テ居ルトキハ自分ヲ占有シテ居タコトハ大變役ニ立ツ場合ガアリマス、ソレハ何テ定メルカナレハ一編テ定メ

ルト云フノテアリマス

(鶴田委員) ソレテハ「身分」ヲ宜シイ

(委員長) 宜ケレハ「身分」トシマス

(清岡委員) 規定ハ出來得ルノテスカ

(栗塚報告委員) 人事編チヤツテ居ル者ガ、皆拵ヘテ居リマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ説ニ決ス

第六百九十四條朗讀ス

第六百九十四條 法定ノ占有ハ占有シタル權利ヲ付與スヘキ本

性アル權利行爲ニ基クトキハ讓渡人ニ其分限ナキヲ以テ此效

力ヲ生スル能ハサルトキト雖モ之ヲ正名義又ハ正原由ノ占有

ト稱ス(第五百五十條)

奪ヒタル占有ハ之ヲ無名義又ハ無原由ノ占有ト稱ス

(栗塚報告委員) 盜賊モ、無名義ノ占有テス

(委員長) 持ツタル丈ケノモノハ、占有ニハ違ヒナイ

(栗塚報告委員) 左様テス、權利ヲ保有スヘキ本性アル權利行爲

ト云フ是カラ先キニ裁判上ノ所爲ト法律上許シタ所爲ト種々アリ

マスカ、獨邊テハ「テヤヒーリング」カ當ルカラ一致ニシテ宜イ

ト云フノテ「權利行爲」ト致シマシタ

(松岡委員) 奪フト云フハ暗黙ヲ以テスル方カラニシテアルカ、

然ルニ此處テ權利行爲ノナイモノト云ハナケレハナラヌカ

(栗塚報告委員) 權利行爲ニアラサル占有ト云フコトテス

(村田委員) 先キハ不正テモ何テモ宜イ、自分ハ不正トシテ云ハ

ヌト云フノタ

(南部委員) 向ウノ人カ彼人ノ品物テナイト云テモト云フコトテ

ス

(橋田委員) 付與スヘキハ、移轉トハ違ウカ

(栗塚報告委員) 權利ヲ與ヘルト云フ字テ、權利ヲ與フヘキ正實ナル所爲ト云フノテス

(橋田委員) 移付スルテスネ

(栗塚報告委員) 移付スルノテアリマス

(橋田委員) 與ヘルト云フ字ハ權利ヲ與レルテハナイノテスカ

(尾崎委員) 矢張り移スコトダロウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(村田委員) 物ニハ移付スルモノアリ、爲スヘカラサル物アリト云フ處ノ移付トハ違ヒマスカ

(栗塚報告委員) 違ヒマス

(村田委員) 「分限」テ宜イカネ「分限」ハ「資格」ニシタガ

(南部委員) 賃借權ニ「分限」ト云フハ入レテアリマス積リテス

(栗塚報告委員) 資格ト譯シ度クアリマシタカ、訴訟法テハ「分

限」トヤリマシタカラト云フノテ「分限ト」致シマシタカ、意味

ハ「資格」テ御座イマス

(松岡委員) 新規ナ字ヨリハ有り來リノ方ガ宜シイナ

(西委員) 宜シイ

(南部委員) 宜シイ

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ可決ス

第六百九十五條朗讀ス

第六百九十五條 正名義ノ占有ハ其名義ヲ創設シタル當時ニ占

有者カ其名義ノ瑕疵ヲ知ラサリシトキハ之ヲ善意ナル占有ト

稱ス

反對ノ場合ニ於テハ之ヲ惡意ナル占有ト稱ス

法律ノ錯誤ハ善意ノ利益ヲ與フル爲メニ之ヲ認許セス但第七百六條ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

善意ハ名義ノ瑕疵ヲ發見スルトキハ止ム(第五百五十條)

(松岡委員) 前ノ效力ヲ失フト云フ様ニ讀ムト宜イナ

(栗塚報告委員) 左様テ御座イマス

(鶴田委員) 法律ノ錯誤ハ

(栗塚報告委員) 事實ノ錯誤ト法律ノ錯誤トアリマス、法律ノ錯誤ハ十五年以上ハ丁年ト思テ居タカ、左様テナイト云フトキテス

(鶴田委員) 法律ガ間違タコトタネ

(栗塚報告委員) 大審院へ出ル訴ハ皆ナ法律ノ錯誤ト云フノテス

(松岡委員) 法律自ラカ錯誤テハナイ、擬律ノ錯誤テアリマス

(尾崎委員) 法律ヲ誤タノテアリマス

(栗塚報告委員) 法律ガ誤タノテハナイ、法律ノ擬律ヲ誤タノテ

アリマス

(鶴田委員) 法律ノ誤解ト見テ居レハ宜イ

(尾崎委員) ソレテ宜シイノテアリマス

(清岡委員) 法律ノ錯誤ト云フト、法律自ラカ間違テ居ルコトニ

ナル

(鶴田委員) 今日テモ事實ノ錯誤ト、法律ノ錯誤ト云フカ、之ハ

法律ノ使ヒ方ヲ間違ヘタト云フノテアリマシヨウ

(委員長) 裁判官ガ法律ノ使イ方ヲ間違ヘタノモアル

(栗塚報告委員) 矢張り間違タノテ、法律自ラカ間違タノテハア

リマセヌ

(村田委員) 元トハ「善意ノ利益ヲ與フル爲メ」ハナカツタ

(栗塚報告委員) 之ハ後チニ入レタノテアリマス但以下モ後チニ

加ヘタノテアリマス

日本學術叢書

(委員長) 「之ヲ認許セス」ハ法律ノ錯誤ヲ認許セスタロウ

(栗塚報告委員) 法律ノ錯誤ハ許サレステアリマス、法律ガ知ラ

ナカツタト云テモ善意トハ看做サス併シナカラ七百六條天然ノ果

實及ヒ果實ヲ得ル利益カアリマス、善意テアツタモノハ事實ハ間

違テ居ル、法律ハ知ラナカツタカ、善意テ持テ居タラ矢張り天然

ノ實ハ取レル

(清岡委員) 「之ヲ許サス」ハ法律ヲ指シテ「之」ト云フテハオ

カシイネ

(栗塚報告委員) 「之」ト云フハ法律ノ錯誤テアリマス

(村田委員) 七百六條ノ三項ト此處ト矛盾シテ居ル様ダ、正當ノ

名義ヲ有セスシテ善意ノアルトキトアリマスカ九十五條ニハソレ

ガアリマセン

(栗塚報告委員) 今少シ御讀ミ下サレヌト出テ來マセン、第三項

ニ何ト御座イマスカ「正當ナル名義ヲ有セスシテ又法律ノ錯誤ニ

因リ」トアリマス

(村田委員) 成程間違タ

(鶴田委員) 此處ハ宜イ様ダ

(委員長) 宜イ様ダ

(委員長) 先キへ行キマス

本條ハ原案ニ決ス

第六百九十六條朗讀ス

第六百九十六條 占有カ強暴又ハ隱密ナルモノタルトキハ之ヲ

瑕疵アル占有ト稱ス(第二千二百二十九條)

占有カ暴力又ハ脅迫ヲ以テ得ラレ又ハ保存セラレタルトキハ

強暴ナル占有ナリ

占有カ公然ニシテ且外見ノ所爲ニ因リ當事者ニ相應ニ現ハレ

サルトキハ隱密ナル占有ナリ

占有カ平穩ト爲リ又ハ公然ト爲リタルトキハ其占有ハ瑕疵アルモノタルコトヲ止ム

(修正) 二項公然ノ下「ニシテ」ノ三字ヲ刪除ス

末項其占有ノ下「ハ」ヲ「ノ」ニ改メ瑕疵アルノ下「モ」ノタルコトヲ止ム」ノ八字ヲ刪除シ「コトハ止ム」ト改ム

(栗塚報告委員) 文字ヲ修正致シマシタカ意味ニ影響ハアリマセ

ン
(委員長) 修正ノ方ガ宜イ

(鶴田委員) 三項ノ當事者ハ占有者ヲ云フノカ

(南部委員) 契約シタトキノ契約者ヲ云フノテス

(村田委員) 前ニハ「瑕疵」アル占有ト稱ストアリ二項ニハ「強

暴ナル占有ナリ」トアリ之ハ矢張り強暴ナル占有ト稱スノテアリ

マスカ

(栗塚報告委員) 左様ナル意味テスケレトモ其中ノ小譯ケテ御座

イマス

(鶴田委員) 瑕疵ノ内、強暴ト隱密トニツチ擧ケタノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 強暴ナル隱密ナルトキハ一種ノ本性テ御座イマスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 註解シテ、末項ニ至リ其瑕疵ノナクナル所ヲ示シタ

ノテアリマス

(清岡委員) 「顯ハレテ」ト云フコトテハナイカ

(南部委員) 占有ガ顯ハレ、ハ宜シイテアリマシヨウ、一方カラ

ハ占有タト云フ一方カラハ暴力脅迫ヲ以テ占有ヲ保存シタト云フ

ノテス

(鶴田委員) 旨意ハ分テ居ル

(村田委員) 「相應ニ現ハレテ」ハ妙タナ

(南部委員) 此等ハ餘程面白イ意味ノアルノテス

(栗塚報告委員) 一字一點テモ原文トハ違ヒマセン

(鶴田委員) 前ノハ「暗黙又ハ脅迫」トシテ御座イマス

(栗塚報告委員) 實ハ私モ暗黙トシテ見様ト思タカ左様ニハ往キ

マセン

(村田委員) 「相應ニ」ハ目ニ立ツ様ダ

(栗塚報告委員) 「可ナリニ」ト云テモ宜イノテアリマスケレト

モ「可ナリニ」トモ云ヘマセン

(村田委員) 相應ト云フノモ、詰リ所有者ニ現ハレナイトキハ隠

密ニハ違ヒナイ

(鶴田委員) 正シク現ハレナイト云フコトニハナリマセンカ

(栗塚報告委員) 此等ハ裁判官ノ見ル所テ御座イマシヨウ

(委員長) 二項ハ暴力脅迫保存ト皆一ツテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テハ御座イマセン暴力脅迫テ現ハレタルモ

ノト保存トニツテアリマス

(南部委員) 外見ニシテ公然ナラヌモノカアロウカ

(尾崎委員) アリマシヨウ

(鶴田委員) 盜ンテ來テ隠シテ置クノタ、此ノ内ニ詐欺ハ隠密ヘ

遁入りマスカ

(栗塚報告委員) 詐欺ハ正名義ニアラサルモノニモナルノテ、權

利行爲テナイモノニナルノテアリマス即チ奪イ取ル占有ニナルノ

テス

(尾崎委員) 宜ケレハ先へ移リマシヨウカ

(栗塚報告委員) 修正テ宜シケレハ先へ移リマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百九十七條朗讀ス

第六百九十七條 占有者カ他人ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ物ヲ保有シ又ハ權利ヲ行フトキハ其天然ノ占有ハ容假ノ占有ト稱ス占有者自己ノ爲メニ占有スルコトヲ始メタルトキハ其占有ハ容假ノモノタルコトヲ止メ法定ノモノト爲ル(第二千二百三十六條及ヒ第二千二百三十七條)

然レトモ容假ナルコトカ其占有ノ基本タル名義ノ本性ヨリ生スルトキハ其容假ナルコトハ下ノ二理由チ一ニ因ルニアラサレハ止マス

第一 其占有ノ爲メ利益ヲ受タル者ニ告知シタル裁判上又ハ裁判外ノ所爲ニシテ其者ノ權利ニ對スル明確ノ異議ヲ含メ

ルモノ

第二 契約者又ハ第三者ニ出テタル名義ノ轉換ニシテ其占有ニ新ナル理由ヲ付スルモノ(第二千二百三十八條)

(修正) 「容假」ノ「容」ノ字ヲ删除ス但同條末項以下亦同シ

(南部委員) 文字ノ修正ガアリマス

(松岡委員) 修正ノ通りテ宜シイ

(南部委員) ソレカラ修正ニハアリマセンカ「其占有ハ容假ノモノタルコトヲ止ミ」ト前條同様ニナリマス

(鶴田委員) 三項ノ「占有ノ基本タル名義ノ本性ヨリ生スル」ハ講釋ヲ聽カセテ下サイ

(栗塚報告委員) 「占有ノ基本タル名義」ハ貴君ノ物ヲ使用貸借テ借テ居ルモノカアル、其使用シテ居ル基ノ名義ハ何テアリマシ

ヨウカ、貸借名義テアリマス

(鶴田委員) 本性ト云フハ

(栗塚報告委員) 貸借ト云フモノハ本性カラ生シタノテアリマシ

ヨウ

(鶴田委員) 基本ト本性ト同シテアリマスカ

(栗塚報告委員) 其性質ハ種々アリマス、假令ハ賣買ト云フ名義

テアリマシレハ基本タル名義ハ權利ヲ取テ仕舞ヒマスカラ假テハ

アリマセン、名義ノ性質ガ假テアルト云フハ貸借テアルカ故テア

リマス又貴君ノ旅行中私ニ物ヲ預ケマシタ其預ケタルハ占有ノ名

義テアリマシテ預リタル性質ハ決シテ所有權ヲ私ニ預ケタノテハ

アリマセン

(尾崎委員) 一項ハ他人ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ保有シテ居ルト

云フト、初ノヨリ假ノ占有ト稱スヘキテアルカ

(栗塚報告委員) 天然ノ占有テ、自分ノモノトシテ居ルノテハア

リマセン、天然ノ占有ガ假ノ占有ト申スノテアリマス

(清岡委員) 他人ノモノヲ使テ居ルノハ天然ノ占有トハ違ウ

(松岡委員) 今此處ニ居ルモ占有ダカラ、働キノ上ニ使ウノミテ

アリマス

(清岡委員) 他人ノモノヲ保有シテ居レハ、保有ノ上ニ權利ガア

ルカラ、權利ヲ行フトキハ假ノ占有トナル

(栗塚報告委員) 併シ自分ノ名ニテ他人ノモノヲ保有スルトキハ

權利ヲ何ト名付ケルカ、假ノ占有ト名付タルト云フノテアリマス

(清岡委員) 天然ノ占有ト名ヲ付ケル爲メニカ

(栗塚報告委員) 他人ノ名ニテ、他人ノ爲メニ權利ヲ行フハ天然

ノ占有テアリマス

(清岡委員) 假ノ占有テアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 前ニ云フノハ天然ノ占有テアリマスソレテ假ノ占有ト名付タルト云フノテアリマス

(清岡委員) 餘リ理窟詰メニナル

(松岡委員) 初メ天然ト法定トニツチ區分シタカラ是非ニツノ内ヲ付ケナケレハナラヌ

(清岡委員) ソレハ無理ダ

(松岡委員) 結果ハ同シニナルノテアリマス

(委員長) 之ヨリ外ニ仕方ガアルマイ

(栗塚報告委員) 仕方ガアリマセン

(鶴田委員) 第一ノ「其者ノ權利ニ對スル明確ニ異議ヲ含ム」ト云フハ分リマセン

(南部委員) 其者ト云フハ利益ヲ受ケルモノテアリマス

(鶴田委員) 占有者テアリマシヨウ

(南部委員) 占有者テハアリマセン

(栗塚報告委員) 貴君ニ物ヲ預ケルニ貴君ガ占有シテ居ル、其利益ハ私ガ受ケマス、貴君カ持テ居ルカラ私ハ大丈夫トシテ預ケタノテ、預リタル人ガ占有者ヲ利益ヲ受ケルハ栗塚テアリマス

(村田委員) ソコテ私ガ苦情ヲ云フノダ

(栗塚報告委員) 栗塚ノ馬ト思フタラ豈圖ンヤ村田サンノモノテ栗塚ノ物テナイト云フト、假ニ止ンテ仕舞フノテアリマス

(尾崎委員) 第二ハ自分ノ物ニナル

(栗塚報告委員) 我物ニナルノテアリマス、占有者ガ所有者トナルトキハ假ノモノタルコトハ止ムト云フノテアリマス、茲ニ人アリ預リ人又ハ借人ト云フ資格ニテ一ノ物ヲ持テ居ル、其物ハ所有者外ノ人カラ貰テ居リマス私ガ村田サンノ馬ヲ鶴田サンニ預ケタルハ、鶴田サンハ預リ人私ハ所有者テハアリマセン然ルトキハ鶴

田サンハ假ノ所有者テアリマスカラ時効ヲ獲得ハ出来マセン然ルニ後ニ至テ私ト買賣契約ヲ結ビテモ鶴田サンハ、所有者テナイカラ私へ賣ル權ハアリマセン併シ貴君ニ賣リマシタトキハ貴君ハ其後占有者トナツテ、時効ヲ生セシムルコトカ出来マス若シ貴君ガ所有者ナレハ時効チスルニ及ヒマセン

(松岡委員) 其處テ村田サンハ善意悪意カ起ル

(栗塚報告委員) 栗塚カ善意カ悪カチ鶴田サンカ知ラナケレハナリマセン、鶴田サンハ仔細ナイモノト思フテ居リマシタ、然ルニ私ノ物テナク村田サンノ物ト云フトキハ貴君ハ占有シタノテ私ノ物ト云ヘルト云フノテアリマス

(尾崎委員) 成程分リマシタ

(栗塚報告委員) 今迄ノ預リ人ガ今度ハ買人ニナリマスル名義ノ變換ニナリマス、然ルトキハ占有ニ新タナル權ガ生シタノテアリ

マス

(鶴田委員) 眞ノ占有ニナルノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 「名義ノ轉換ニシテ」テ宜ウ御座イマスカ、轉換ニ因テ、權ガ改マルノテハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 占有者又ハ契約者第三者ニ出テタル名義變換ニ因テ止ムニアラサレハ止マステアリマス

(委員長) 全体「含ム」ト云フ字ガ良クナイカ知レマセン

(鶴田委員) 如何ニモ左様テス
(栗塚報告委員) 契約者又ハ第三者ニ出テ、占有ノ新タナル原由ヲ付スル名義ノ變換ト云フ、意味テアリマス

(委員長) 變換ト云フ字ガ主ニナツテ居ルカラ踏易イガ「付スルモノ」ト云ヘハ變換ハ外ノモノ、様ニ思ハレル

(松岡委員) 分り悪イノタカラ詰リ此文テ宜イ

(委員長) 「コントナン」ハ含メルト譯スカ

(栗塚報告委員) 左様テス「包含スル」ト云フノテス

(委員長) 一ハ占有ノ爲メ、利益ヲ受クルモノ、爲メニ告知シタ

ル其者ノ權利ニ對スル明確ノ異議ヲ含メル所爲トスレハ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレテハ分リマセン

(松岡委員) 之テ宜シイ様テス「ニシテ」カラ別ニ讀メハ分ル上

ハ何々名義ノ轉換ト云フニ原由テ、一ハ所爲、一ハ名義ノ轉換ト

讀ムノタ

(栗塚報告委員) 左様ニ讀ンテ下サレハ宜シイ

(委員長) 虚心平氣テ讀ンテ、松岡サンノ云フ様ニ讀メルカ

(栗塚報告委員) 告知ソウシテ異議ハ明確ノ異議テ其者ニ對スル

明確ノ異議ヲ含ンテ居ルト書イテアリマス

(村田委員) 假ノ占有ハ一、二ノ場合テ讀ムト、他人ノ爲メニ保

有シテ居ル者ト、ソレカラ期滿免除ヲ得ナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 新タナル原由ヲ付スレハテアリマス

(鶴田委員) 第一ノ場合テ異議ノ出來タルトキ、元ノ預ケ主ノ物

テナイコトトナリ其儘ニ預ケテ居レハ元ノ預リ契約ハナクナルカ

ラ新規ノ占有者ニナリタル場合チ云フノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 私ガ貴君ニ物ヲ預ケマシタケレトモ、村田サン

カラ訴ヘラレテ、栗塚ノ物テナクナツタノテアリマス

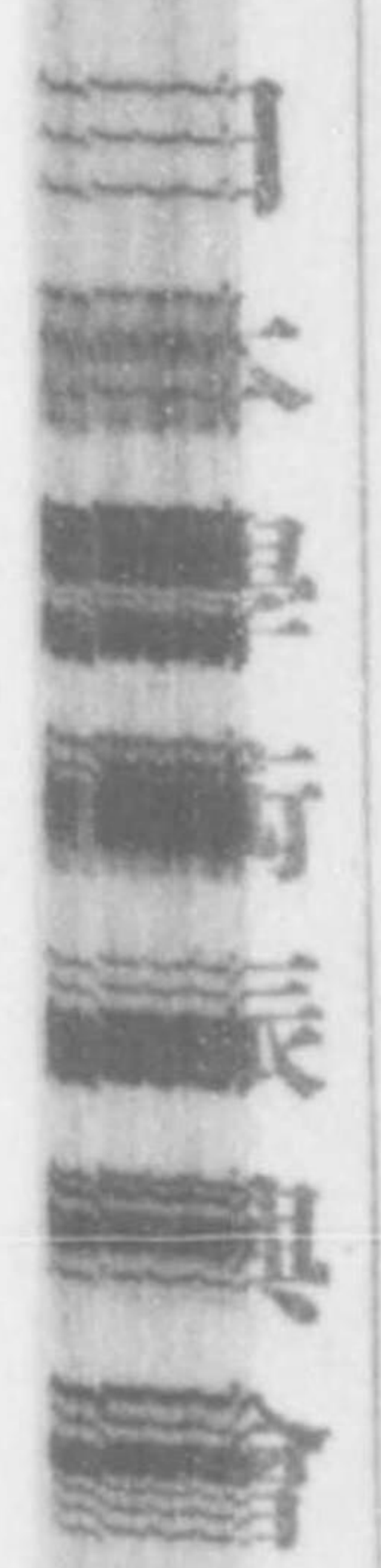
(鶴田委員) 前ノハ占有者ニナツタ場合チ云ヒ、今度ハ前ノ持主

ガ預ケ様ト云ヘハ又假ノ占有ニナルト云フノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 「下ノ二原由ノ一ニ因ルニアラサレハ止マヌ」トア

リマスガ原由ニ因テ止ムノテアリマシヨウ



(栗塚報告委員) 原因ヲ付スルモノニアラサレハ止マスト云フノ
テアリマス、詰リ名義ノ轉換ニアラサレハ止マス、裁判所ノ所爲
ニアラサレハ止マステ御座イマス

(編田委員) 占有ガ止ムトキハ何モ無クナツテ仕舞フ

(栗塚報告委員) 假ノ占有丈ケハ止ミマス

(編田委員) 眞ノ占有ニナルノカ、全ク無クナル様ニ見ヘル

(委員長) 之ヲ宜シカロウ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百九十八條朗讀ス

第六百九十八條 占有者ハ常ニ自己ノ爲メニ占有スル者ト推定

セラル但容假ナルコトカ其占有者ノ名義ニ因リ又ハ事實ノ情

況ニ因リ證セラル、トキハ此限ニ在ラス(第二千二百三十條

(栗塚報告委員) 「占有シタル者ト推定セラル」ノ「者」ノ字ハ

假名ノ「モノ」ニ致シマス積リテ御座イマス

(松岡委員) 前ノモ「モノ」ダカラ假名テ宜カロウ

(編田委員) 之ハ宜シイ

(清岡委員) 占有者ノ名義ニ因ルト云フハ如何ナル譯テアリマス

カ

(南部委員) 賃借者或ハ使用借人ト云フノテ分リマス

(清岡委員) 占有者ノ名義ト云フトキハ却テ他人ノ名義ト云フ様

ニナル

(村田委員) 前文トハ書キ方ガ違ヒマス、前ノ條ハ「所爲」トア

リマス

(栗塚報告委員) 「所爲」ト云フハ名義ト云フノテアリマス、其

名義ト原文ニアリマスカラ御直シテ願ヒマス

(南部委員) 「其」ト書イテ分リマセン

(委員長) 占有者ノ名義ト云フコトニハ違ヒナイ

(鶴田委員) 「其」ト書クト「其事實」トナルタロウ

(清岡委員) ソレナレハ宜シイ

(南部委員) 「其」ト云フト上チ指スコトニナリマス、占有者チ

云フノテアリマスカラ矢張り「占有者」ト判然云テ宜シイ

(鶴田委員) 占有シテ居ル、事實ト名義テアリマス

(南部委員) 左様テハアリマセン占有者ハ借用人テ分ル又左モナ

クシテ他人ノ權利ヲ認メタ事實ガアレハ其方テ分リマス

(清岡委員) 占有者ガ占有名義ト云フトキハ、清岡ガ清岡ノ名義

テトナル

(栗塚報告委員) 占有チ得タル名義ト、借人ト云フ名義テスルハ

別テアリマス併シ占有者ノ名義ハ別段テアルト云フノテアリマス

民財二ノ一九五

(清岡委員) 占有者ガ占有シテ居ル名義ト云フノテナケレハ分ラ

ヌ

(栗塚報告委員) 種々ナ名ガ付イテ居ルテアリマシヨウ、清岡サ

ンハ預リ人トカ、借人トカ、或ハ買人トカテアリマス、故ニ

「其名義」ト書イテモ宜シイト思ヒマス

(南部委員) ソレハ不同意テアリマス、占有者ノ名義ガ宜シイ「

其」ト書クト間違ヒガ起ル

(栗塚報告委員) 彼ノ名義ト云フハ、誰テアルカト云ヘハ占有者

チ指シマスカラ削リマシタトテモ意味ニ變リハアリマセン、假令

ハ私ガ馬一頭チ持テ居レハ栗塚ノ物ラシイガ、併シ栗塚ハ村田サ

ンカラ借リテ居ルノテアリマス、又ハ彼ノ様子ガ訝シイ、此間村

田サンノ厩カラ牽出シタコトモアリ栗塚ハ貧乏テモアルカラ買取

リタルコトハアリマスマイト云フ様ナルコトテアリマス